

令和5(2023)年度
▼
令和9(2027)年度

神栖市地域福祉計画【第4期】

神栖市成年後見制度利用促進計画【第1期】

えがお
笑顔 あふれる地域共生社会 神栖



令和5年3月
神栖市

(表紙裏)

笑顔あふれる地域共生社会 神栖 の実現に向けて



神栖市長 石田 進

近年、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化が進む中で、社会構造の変化に伴い現行の制度や分野ごとの「縦割り」では解決できないような様々な福祉課題が複合・複雑化しています。

本市は、平成 30 年 3 月に「神栖市地域福祉計画（第 3 期）」を策定し、施策を推進してまいりましたが、近年の複合・複雑化する福祉課題に対し、属性や世代を超えた支援を柔軟かつ円滑に行っていくため、新たな「神栖市地域福祉計画（第 4 期）」を策定することといたしました。また、新たに「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に位置づけ、市民をはじめとする多くの機関や組織、団体等が課題を共有しながら、「笑顔あふれる地域共生社会 神栖」の実現に向け対策を講じていきます。

基本理念の実現には、市民をはじめ各種団体や事業者の皆様との良き協力関係（パートナーシップ）が欠かせません。行政も市の実情に合わせながら新たな包括的な支援体制の仕組みを構築していきます。互いに役割を担い、力を合わせながら地域の福祉課題の解決に取り組めるよう皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりましてアンケート調査にご協力をいただきました皆様をはじめ、地域福祉懇談会にて貴重なご意見やご提言をいただきました民生委員児童委員の皆様、「神栖市地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様、心から感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

(市長あいさつ裏)

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口等の状況	7
（1）総人口等の推移	7
（2）高齢者の状況	8
（3）障がい者（児）の状況	9
（4）子どもの状況	10
（5）生活保護の状況	11
2 地域活動の状況	12
（1）民生委員児童委員	12
（2）地区（町内会）	12
（3）ボランティア団体・NPO活動	12
（4）社会福祉協議会	13
3 アンケート結果の概要	15
（1）地域とのつながりについて	15
（2）地域福祉活動の推進について	16
（3）安心して暮らせる福祉のまちづくりについて	17
（4）中学生の福祉意識について	18
4 地域福祉懇談会結果の概要	19
5 取り組みの成果と課題	20

第3章 神栖市地域福祉計画

1 基本理念と基本方針	23
2 基本目標	24
3 施策体系	27
基本目標1 相談支援の充実	28
（1）包括的な相談支援体制	29
（2）多機関協働による支援とアウトリーチの充実	31
（3）各分野における相談支援	32
基本目標2 参加支援の充実	35
（1）制度の狭間にある人等への社会参加の支援	36
（2）高齢者、障がい者に対する社会参加の支援	38

基本目標3 地域づくりに向けた支援	40
(1) 市民協働による地域活動	41
(2) 地域福祉活動の推進（ボランティア活動等）	44
基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり	46
(1) 迅速に対応できる災害時の体制	47
(2) 安心して住み続けられる環境づくり	48
第4章 神栖市成年後見制度利用促進計画	
1 計画策定の背景	51
2 計画の位置づけ	52
3 計画の期間	52
4 成年後見制度を取り巻く状況	55
5 成年後見制度利用促進計画の内容	61
基本目標5 権利擁護支援の充実	62
(1) 成年後見制度等の理解促進と権利擁護支援策の充実	62
(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等	64
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	65
第5章 計画の推進と評価	
1 関係機関と協働の取組	71
2 効果的な広報・周知の取組	71
3 計画の評価・点検	72
4 計画の目標指標	73
資料編	
1 策定経過	75
2 設置要綱と委員名簿	76

第1章 計画の策定にあたって

(中とびら裏白)

1 計画の趣旨と背景

日本の社会保障制度は、高齢者、障がい者など、専門分野単位で制度設計され一定の成果をみてきましたが、「若者世代の子育てと雇用」、「要介護高齢者と障がい者の同居」、「生活困窮者の支援と雇用」、「児童虐待と生活困窮」といった多様な組み合わせで、福祉課題が複合・複雑化しており、従来の縦割りの支援だけでは課題解決が困難になってきています。

こうした中、国は「地域共生社会の構築」を掲げ、社会福祉法の一部改正において、地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として策定が努力義務化されるとともに、令和2年改正法により包括的な支援体制の整備を促進する事項を記載するよう改正がなされています。

また、認知症や障がい等があることで判断能力が不十分な方の生活を支える成年後見制度の利用促進が求められています。国は、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」を制定し、市町村においては、成年後見制度の利用促進のための施策を総合的かつ計画的に推進するよう講じる必要があります。

今回、「神栖市地域福祉計画（第4期）」の策定に併せて「成年後見制度利用促進基本計画」を新たに本計画に位置づけ、市民をはじめとする多くの機関や組織、団体等が課題を共有しながら、地域共生社会^(※)の実現に向けて対策を講じていきます。今後とも市が主体となって取り組むことはもちろんですが、市民一人ひとりがこのような福祉の問題を「我が事」のこととして捉え、縦割りでない「丸ごと」の地域づくりを進めていくものです。

※地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■ 社会福祉法改正の動き

(「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯)

年 月	内 容
平成27年 9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 ※福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、すべての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）の必要性を提示。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など改革の方向性を示す
平成28年 6月	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月	地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置
12月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
平成29年 2月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出 『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布 ※改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成30年 4月	改正社会福祉法の施行
令和元年 5月	地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置
7月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ ※市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示
令和 2年 3月	社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出
6月	改正社会福祉法の可決・成立 ※地域共生社会の実現を図るため、必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるように、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等について規定
令和 3年 4月	改正社会福祉法の施行 市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定

出典：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料より作成

「地域福祉計画」は、以下5つの事項について具体的な内容を盛り込む必要があります。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

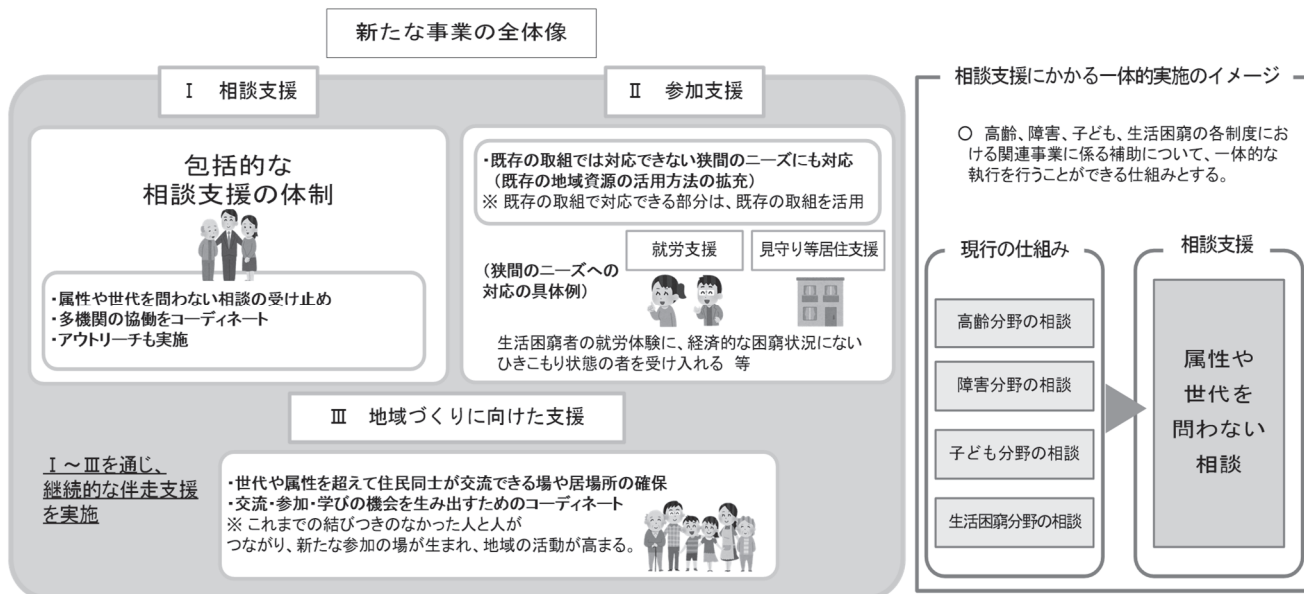
出典：市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の地域福祉計画策定ガイドライン

重層的支援体制整備事業とは…

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。こうした考え方を具体化するために、「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

社会福祉法の改正に基づく「重層的支援体制整備」について

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を実施する事業を創設する。
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について、一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。



出典：厚生労働省 社会保障審議会（一部抜粋）

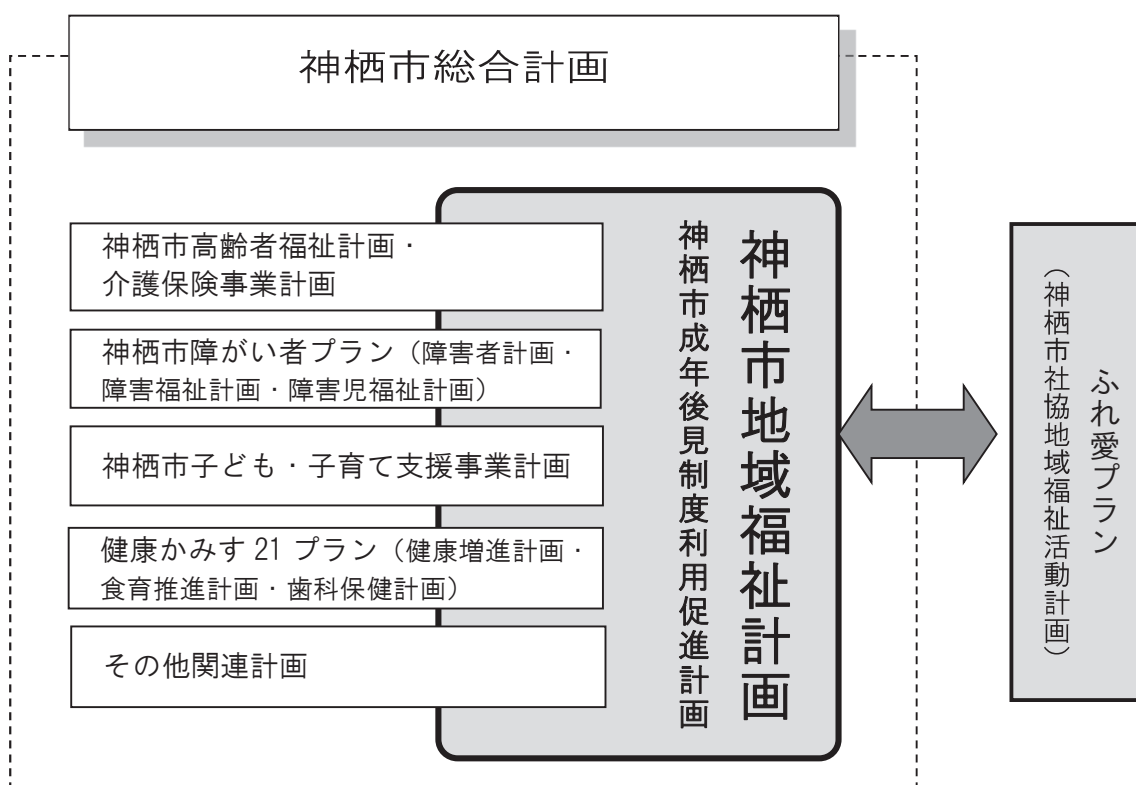
2 計画の位置づけ

「神栖市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定められる市町村地域福祉計画であり、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進のため、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画となります。

また、本計画に成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進計画」を新たに位置付けます。

なお、「神栖市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「神栖市総合計画」を基盤として、関連する福祉の諸計画（「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者プラン」、「子ども・子育て支援事業計画」等）と整合を図り、福祉課題を共有しながら、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するものです。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

「神栖市地域福祉計画（第4期）」並びに「神栖市成年後見制度利用促進計画」は、令和5年度から令和9年度までの5か年計画です。

■計画の期間

計画区分	年度	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)
総合計画 基本構想		第3次総合計画 基本構想(R5~)				
地域福祉計画 成年後見制度利用促進 計画		第4期計画 (R5~R9) 第1期計画 (R5~R9)				
地域福祉活動計画 (市社協)		第5次(R2~R6)				
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第8期	(R3~R5)			
障がい者プラン (障害者計画・障害福祉計 画・障害児福祉計画)		第6期 第2期	(R3~R5) (R3~R5)			
子ども・子育て支援 事業計画		第2期(R2~R6)				
健康かみす21プラン (健康増進計画・食育推進 計画・歯科保健計画)		第3次(R4~R8)				
自殺対策計画 (いのちを支える計画)		第1期(R2~R6)				

4 計画の策定体制

(1) アンケートの実施

市民、民生委員児童委員、区長、ボランティア団体、中学生、福祉事業者に対して地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

種類	調査対象者	調査方法	有効回答数
① 市民アンケート	16歳以上の市民 2,000人を無作為抽出	郵送配布・回収	943人 (47.2%)
② 地域役員アンケート	217人（民生委員児童委員 132人、区長85人）	郵送配布・回収	189人 (87.1%)
③ ボランティア団体 アンケート	社協ボランティア及びボラ ンティアセンター登録団体 (65団体)	郵送配布・回収	61団体 (93.8%)
④ 中学生アンケート	市内中学2年生	学校を通じて 配布・回収	263人
⑤ 福祉事業者 アンケート	福祉事業者（104事業者）	郵送配布・ WEB回収	46事業者 (44.2%)

(2) 地域福祉懇談会

地域福祉活動の取り組みや地域課題を把握するため、神栖地区並びに波崎地区それぞれの民生委員児童委員を対象に地域福祉懇談会を開催しました。

(3) 会議等

◇策定委員会

市民代表や保健医療関係者、福祉関係事業者、社会福祉関係団体からなる「地域福祉計画策定委員会」を組織し、計画内容の審議を行いました。

◇庁内検討部会（市関係所管課等）

庁内の関係各課等にヒアリングを実施し、計画策定に向けた取り組みを把握のうえ、計画内容の調整と検討を行いました。

(4) パブリックコメント

計画内容について、広く市民から意見を聴取するため、パブリックコメント（意見聴取）を実施しました。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

(中とびら裏白)

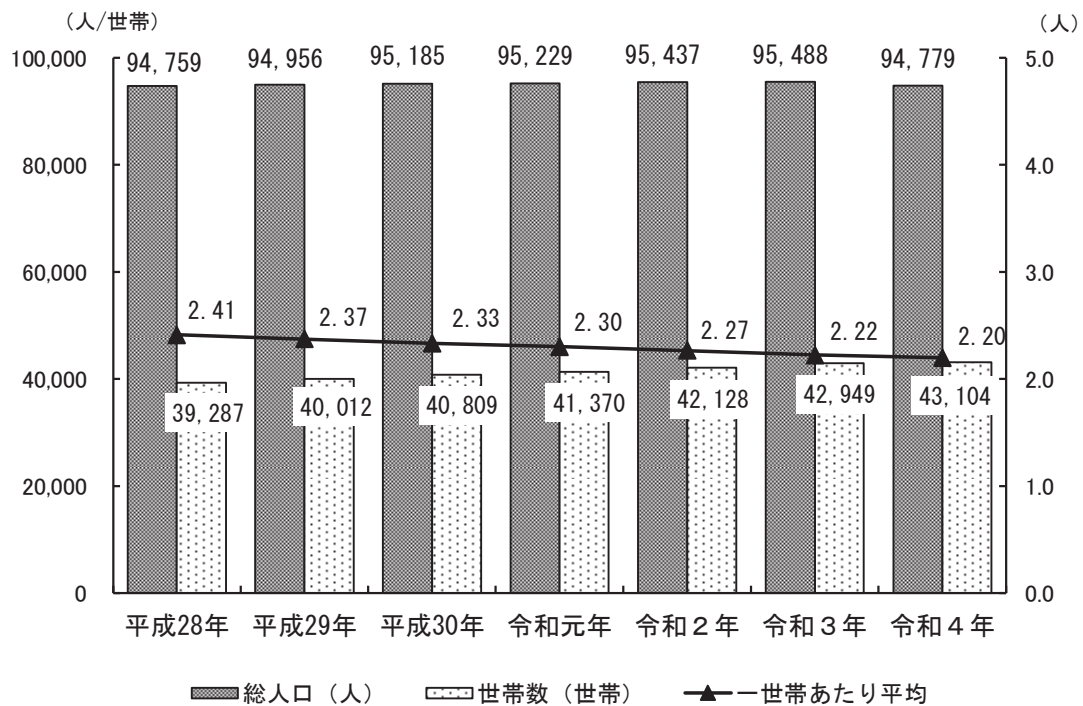
1 人口等の状況

(1) 総人口等の推移

総人口は、令和4年3月末現在で94,779人となっています。65歳以上の高齢者人口が24.0%です。

世帯数は43,104世帯で、一世帯あたり平均人数は2.2人となっています。

■ 総人口等の推移



出典：統計かみす 住民基本台帳（3月末）

■ 年齢3区分別人口割合の推移

<上段：人 下段：割合>

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	94,759	94,956	95,185	95,229	95,437	95,488	94,779
年少人口 (15歳未満)	13,716 (14.5%)	13,676 (14.4%)	13,187 (13.9%)	13,006 (13.7%)	12,753 (13.4%)	12,483 (13.1%)	12,134 (12.8%)
生産年齢人口 (15~64歳)	61,453 (64.9%)	61,315 (64.6%)	61,031 (64.1%)	60,737 (63.8%)	60,806 (63.7%)	60,665 (63.5%)	59,891 (63.2%)
高齢者人口 (65歳以上)	19,590 (20.7%)	19,965 (21.0%)	20,967 (22.0%)	21,486 (22.6%)	21,878 (22.9%)	22,340 (23.4%)	22,754 (24.0%)

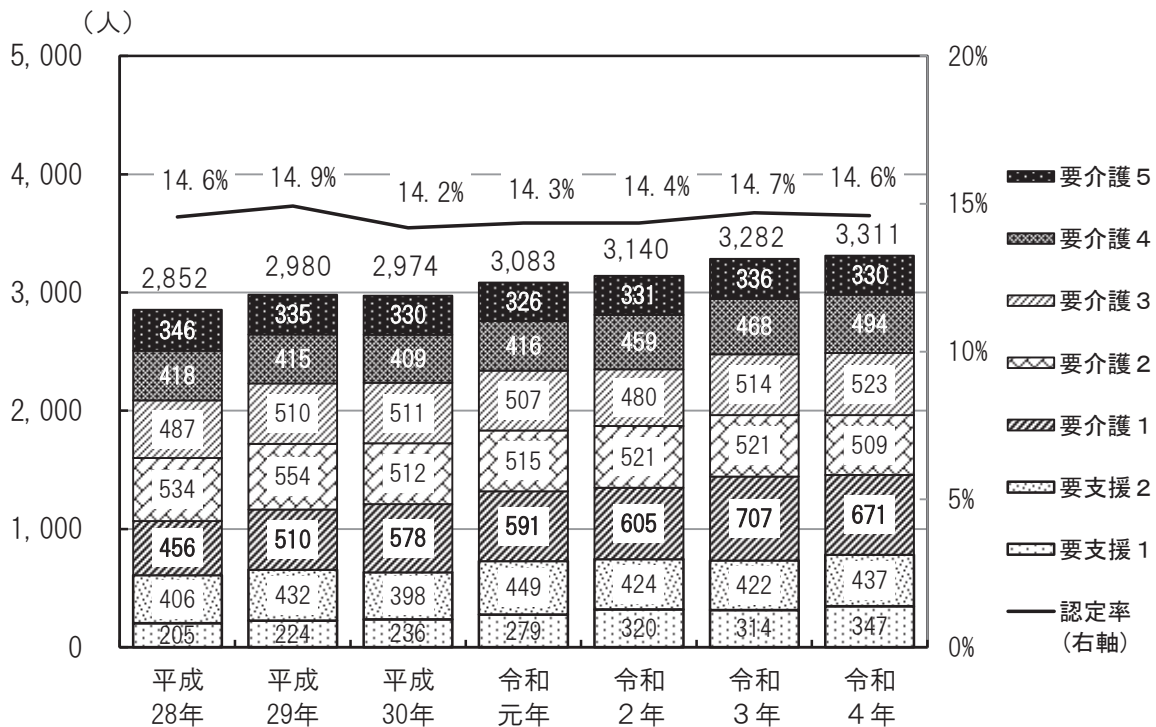
出典：統計かみす 住民基本台帳（3月末）

(2) 高齢者の状況

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、令和4年は3,311人と増加しており、要介護（要支援）認定率は14.6%になっています。

また、65歳以上の高齢者がいる世帯は、令和2年現在36.2%で、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加しています。

■ 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移



出典：介護保険事業状況報告（3月末）/長寿介護課

■ 65歳以上の高齢者のいる世帯

(単位：世帯)

	世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯	
		高齢者単身世帯	高齢者夫婦世帯
平成17年	33,344	1,195	1,073
	-	(13.5%)	(12.1%)
平成22年	35,882	1,724	1,510
	-	(16.2%)	(14.2%)
平成27年	37,180	2,659	2,207
	-	(20.4%)	(16.9%)
令和2年	40,376	3,509	5,515
	-	(24.0%)	(37.7%)

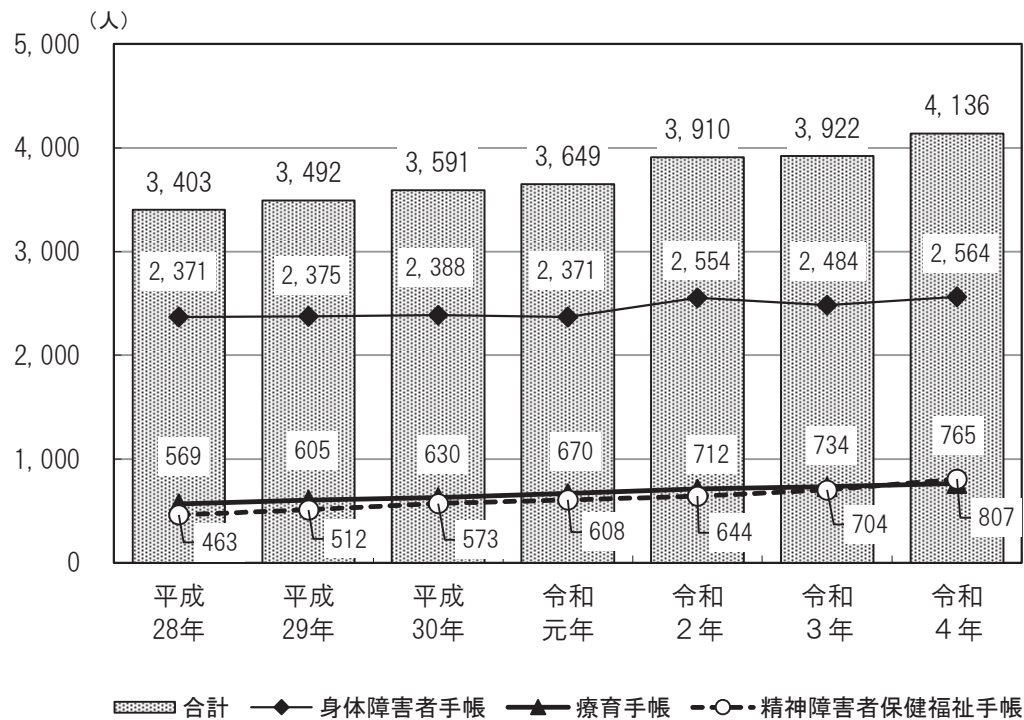
出典：国勢調査（各年10月1日）

(3) 障がい者（児）の状況

本市の障害者手帳（※）の所持者は、令和4年3月末現在4,136人です。

また、障害者手帳所持者のうち、身体障害者手帳所持者が2,564人で全体の62%を占めています。

■ 障害者手帳所持者の推移



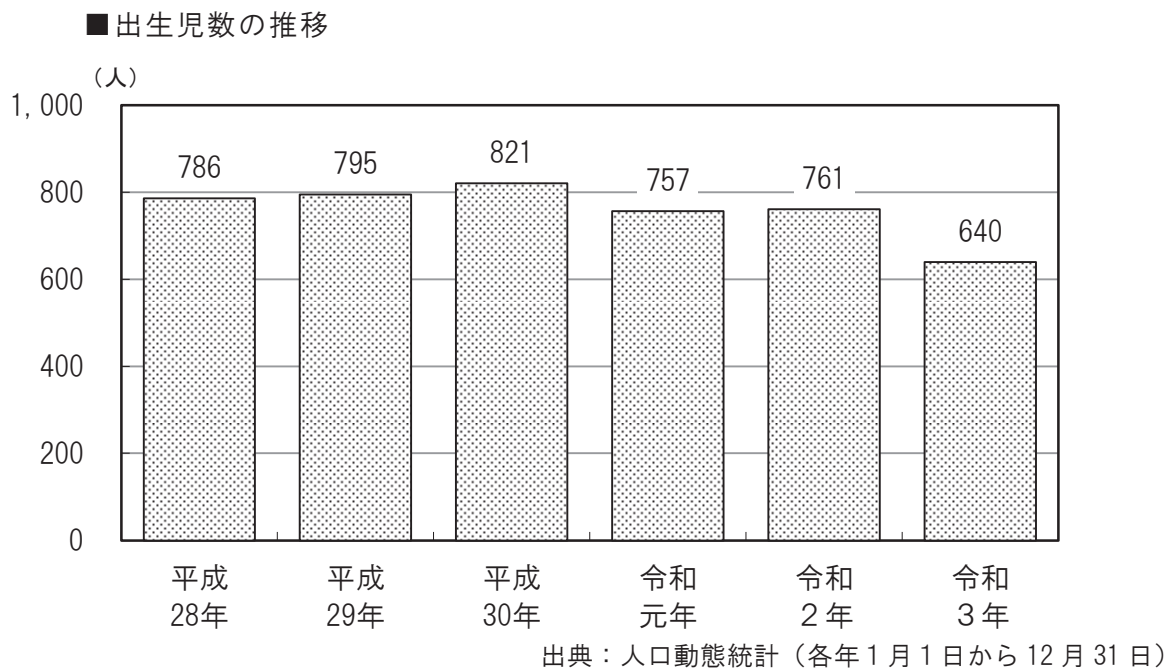
出典：障がい福祉課（3月末現在）

※ 障害者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ申請・認定等の上で交付されます。

(4) 子どもの状況

出生児数の推移をみると、平成30年以降、減少傾向が続いています。

市は令和元年6月に「神栖市子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師や子育てコンシェルジュが妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談と支援を行っています。



■ 神栖市子育て世代包括支援センター相談実績

	令和元年	令和2年	令和3年
相談件数	360人	617人	471人

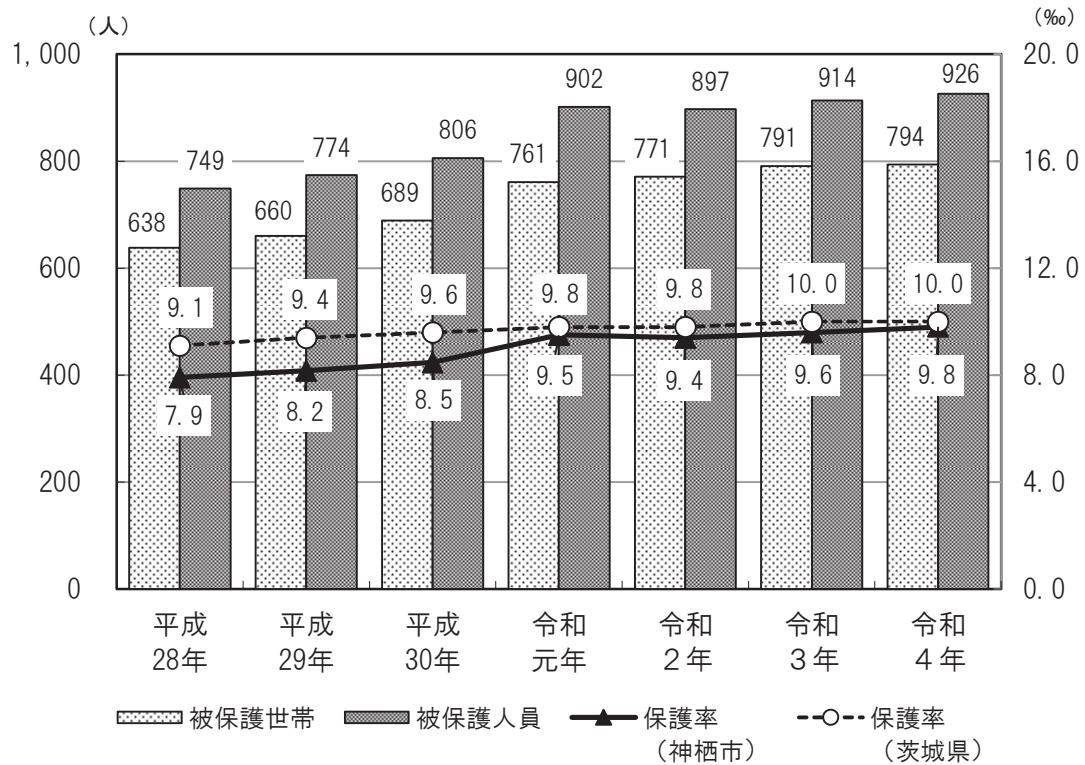
注) センター開設が令和元年6月のため、令和元年はR1.6~R2.3の実績

出典：子育て支援課

(5) 生活保護の状況

生活保護の状況を見ると、令和4年4月現在、保護率は9.8%（人口千対）で、被保護世帯並びに被保護人員とも増加傾向です。

■生活保護の推移



注) 被保護世帯・人員については停止中を含む

出典：茨城県市町村別保護状況（各年4月現在）

2 地域活動の状況

(1) 民生委員児童委員

民生委員児童委員の活動は、地域住民の生活状況を把握し、要援護者への相談や支援、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者等との連携、関係行政機関の業務協力などの役割を担っています。また、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う児童委員も兼ねています。本市では、令和4年度現在133名の民生委員児童委員が活動しています。

(2) 地区（町内会）

地区（町内会）は、それぞれの地域にお住まいの人たちで組織され、住みよい地域社会を実現するため、環境整備や地域福祉の向上などさまざまな活動に主体的に取り組んでいます。

令和4年度現在、市内85区により組織され、その代表者（区長）により会の運営方針の決定、市との連絡調整が行われています。

(3) ボランティア団体・NPO活動

市内には福祉に限らず様々な地域活動を行っているボランティア団体等があります。神栖市市民活動支援センターでは、市民の自主的・主体的な社会貢献活動を支援し、市民と行政の協働のまちづくりを進めています。

また、神栖市社会福祉協議会「ボランティアセンター」では、ボランティア活動に興味のある人、ボランティア活動をはじめてみたい人の相談等に応じています。

さらに、NPO法人（特定非営利活動法人）が市内を主な拠点として活動しています。

(4) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉を進める団体として社会福祉法第109条に位置付けられており、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指す中核機関としての役割が求められています。

神栖市社会福祉協議会は、中立公正な立場で民間組織としての「開拓性・即応性・柔軟性」を発揮しながら、市民、関係機関、行政等と連携して「私たちでつくるやさしいまち」の実現に向けた取り組みを実践しています。

■ふれ愛プラン2020「神栖市社協第5次地域福祉活動計画（R2～R6）」の内容

【基本目標Ⅰ】総合相談体制の充実強化

重点項目	主な内容
(1) 相談援助機能の充実強化	1. 組織による相談援助の強化 2. 課題発見機能の充実 3. 多機関の相談窓口とのネットワークづくり
(2) コミュニティソーシャルワークの充実強化	1. 日常生活圏域別担当CSWの配置 2. 課題解決へのネットワークづくり 3. 生活課題解決に対する組織化・事業化
(3) 職員派遣を通じた福祉相談窓口の充実とネットワーク強化	1. 市への職員派遣継続 2. 派遣先とのネットワーク強化 3. 新たな職員派遣枠の獲得

【基本目標Ⅱ】必要とされる各領域の権利擁護・生活支援システムづくり

重点項目	主な内容
(1) 精神障害者、発達障害児者、ひきこもりの方等への支援活動	1. 精神障害者の地域生活支援の充実 2. 発達障害児者等支援の充実 3. ひきこもり家族支援の充実、支援ネットワークの構築
(2) 権利擁護関連活動の充実	1. 福祉後見サポートセンターかみす活動の充実 2. 日常生活自立支援事業の活用促進 3. 公正証書に基づく保証支援活動のニーズ把握と必要度合いの検証
(3) 生活困窮世帯への支援活動	1. 施策の活用による生活困窮世帯への支援 2. 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の受託の検討（R4～受託実施） 3. 食料寄付を活用した生活困窮者支援の取り組み

【基本目標Ⅲ】 市民との協働による地域生活支援のしくみづくり

重点項目	主な内容
(1) ボランティア・目的別コミュニティづくりの応援	1. ボランティアセンター機能の充実強化 2. 目的別コミュニティづくりの側面的支援
(2) 市民活動による助け合い・災害時支援活動の推進	1. 住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化 2. 災害ボランティア受け入れ体制の整備
(3) 福祉教育支援活動の充実	1. プログラム開発・協力者の開拓 2. 各年代層への福祉教育支援活動の推進

【基本目標Ⅳ】 事業推進のための組織体制の発展・強化

重点項目	主な内容
(1) 事業を支える財政基盤の強化	1. 理解者を増やす広報 2. 寄付をしやすい環境整備 3. 受託事業等利益の活用
(2) 住民ニーズに合致した業務体制の構築	1. 職員の業務量の把握と活用 2. 職員の研修体制の確立
(3) 時代に即応した組織の強化	1. 新任役員等向け資料の充実 2. 市内社会福祉法人間のネットワーク・連携強化 3. 福祉活動基金を活用した設備導入

出典：神栖市社会福祉協議会

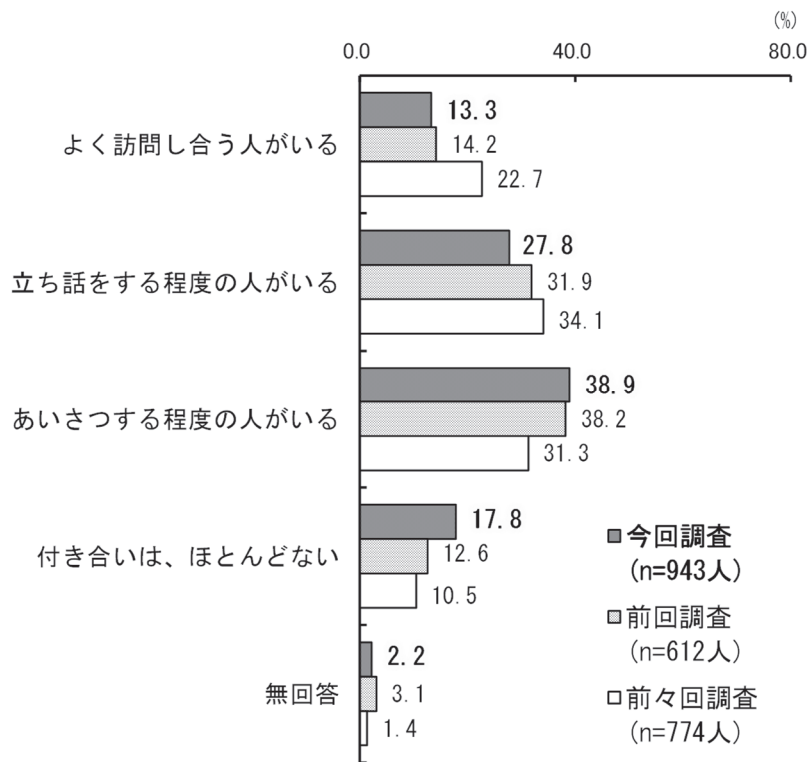
3 アンケート結果の概要

(1) 地域とのつながりについて

ご近所付き合いをみると、「よく訪問し合う人がある」と「立ち話をする程度の人がある」が、前回調査や前々回調査と比べて減少しています。

その一方で、「あいさつする程度の人がある」と「付き合いは、ほとんどない」が前回調査よりも増加しています。

■ ご近所付き合い（市民）【複数回答】



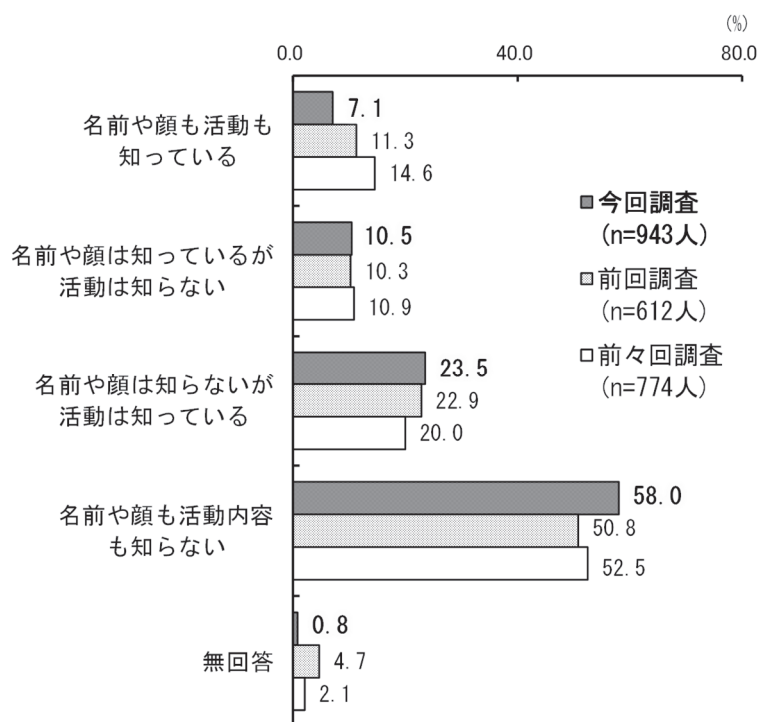
出典：神栖市地域福祉に関するアンケートより（以下、同じ）

(2) 地域福祉活動の推進について

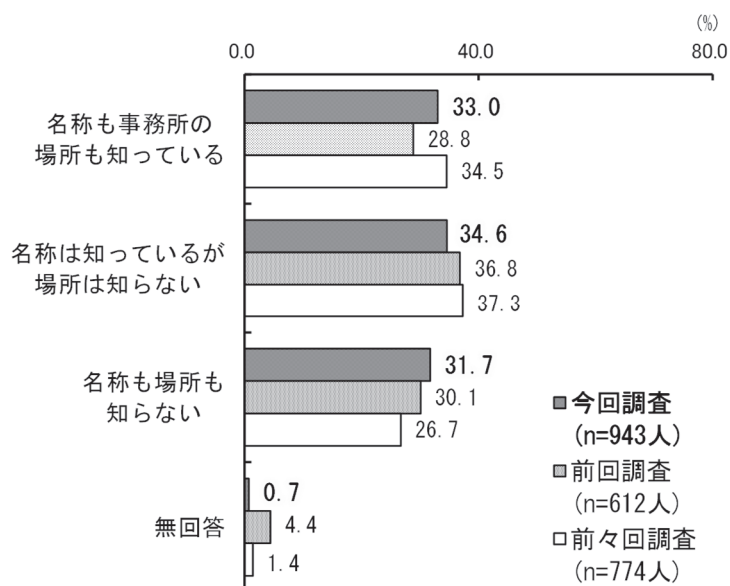
『民生委員・児童委員』に関して、市民の認知度をみると「名前や顔も活動内容も知らない」が58.0%で前回調査よりも7.2ポイント増加し、「名前や顔も活動も知っている」は7.1%で4.2ポイント減少していました。

また、『社会福祉協議会（社協）』の認知度は、「名称も事務所の場所も知っている」が33.0%で前回調査よりも4.2ポイント増加しています。しかし、「名称も場所も知らない」が31.7%で前回調査や前々回調査よりも高くなっています。

■ 『民生委員・児童委員』の認知度（市民）



■ 『神栖市社会福祉協議会（社協）』の認知度（市民）

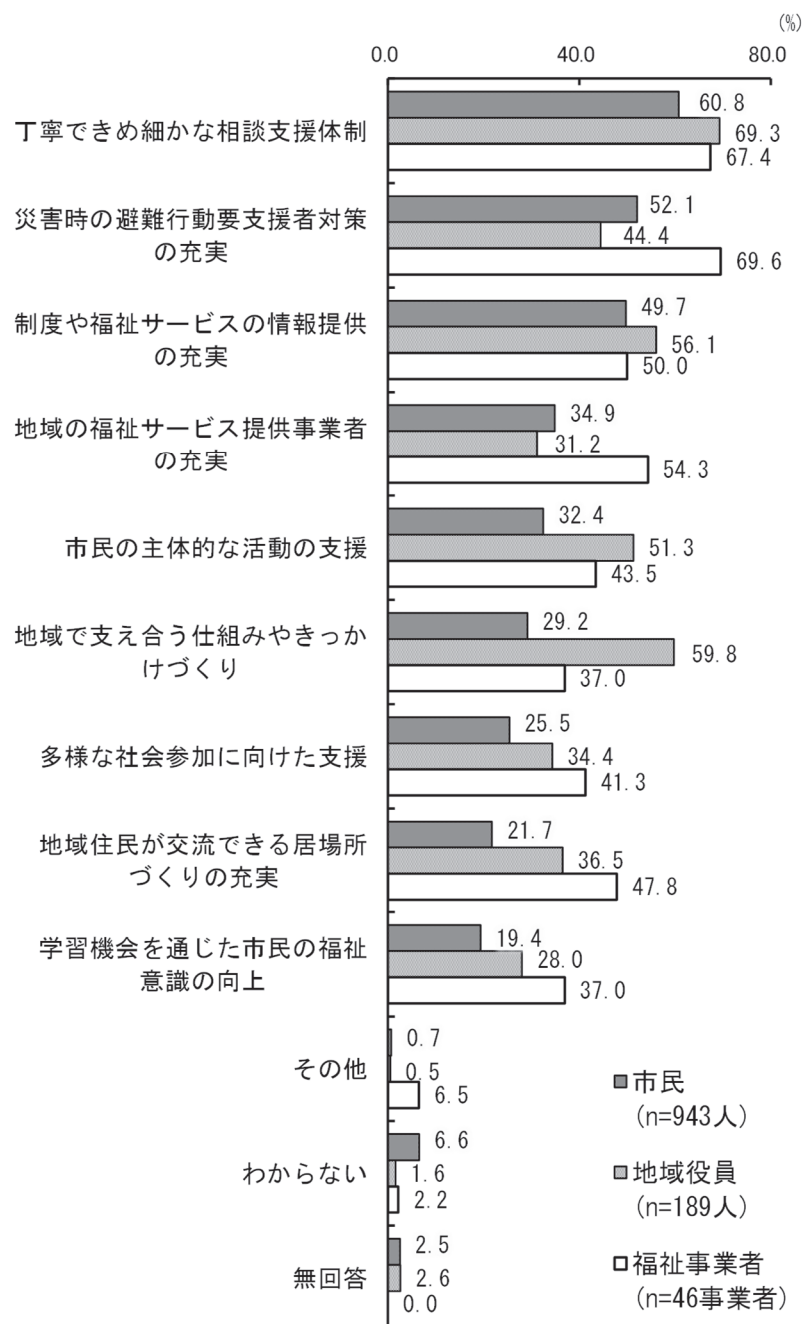


(3) 安心して暮らせる福祉のまちづくりについて

地域福祉の重点施策をみると、「丁寧できめ細かな相談支援体制」は市民が60.8%、地域役員が69.3%で最も高く、福祉事業者も67.4%で比較的高い結果でした。

また、福祉事業者は「災害時の避難行動要支援者対策の充実」が69.6%で最も高く、地域役員は「地域で支え合う仕組みやきっかけづくり」が59.8%で比較的高い結果でした。

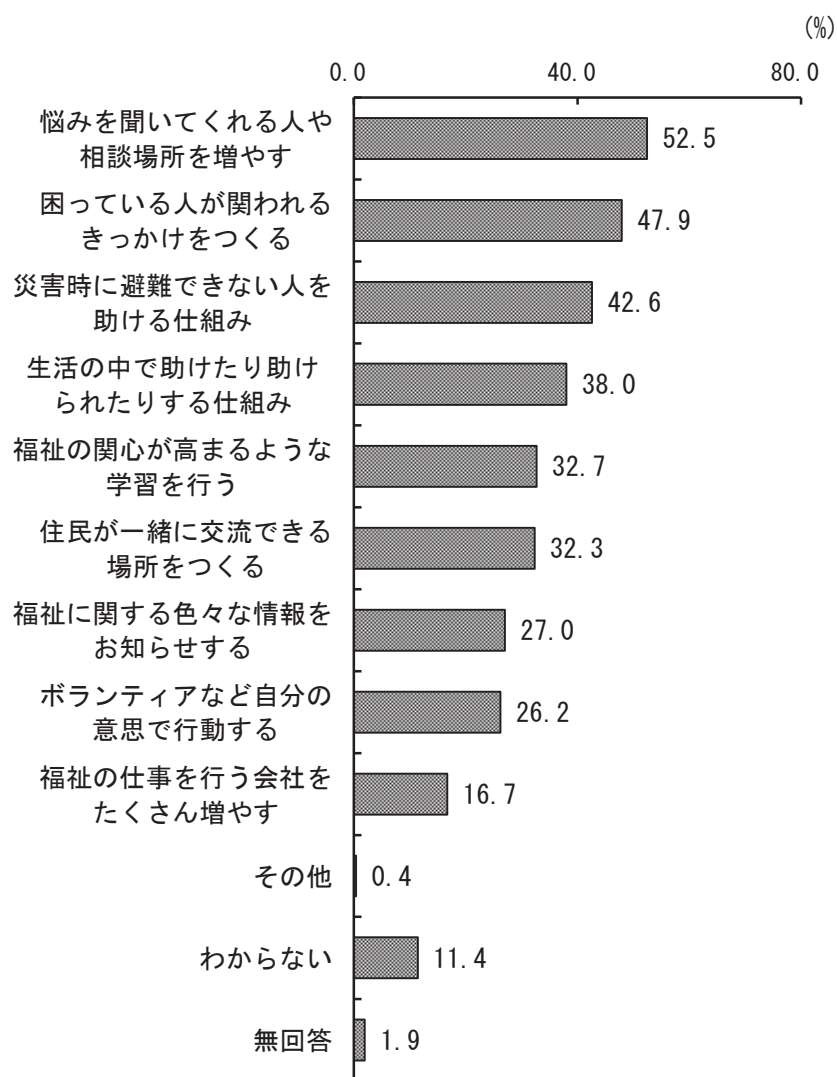
■地域福祉の重点施策（市民、地域役員、福祉事業者）【複数回答】



(4) 中学生の福祉意識について

福祉のまちづくりを進めるために重要な取り組みを中学生にたずねたところ、「悩みを聞いてくれる人や相談場所を増やす」が52.5%で最も高く、次に「困っている人が関われるきっかけをつくる」が47.9%、「災害時に避難できない人を助ける仕組み」が42.6%という結果でした。

■福祉のまちづくりの重点施策（中学生）【複数回答】



4 地域福祉懇談会結果の概要

地域福祉活動の取り組みや地域課題を把握するため、神栖地区並びに波崎地区の民生委員児童委員を対象に地域福祉懇談会を開催しました。

地域福祉懇談会では、地域役員をしていて気になることや、事例のケースについて、市の福祉資源で支援できること、今後必要な支援といったテーマで話し合いを行いました。

『結果まとめ』

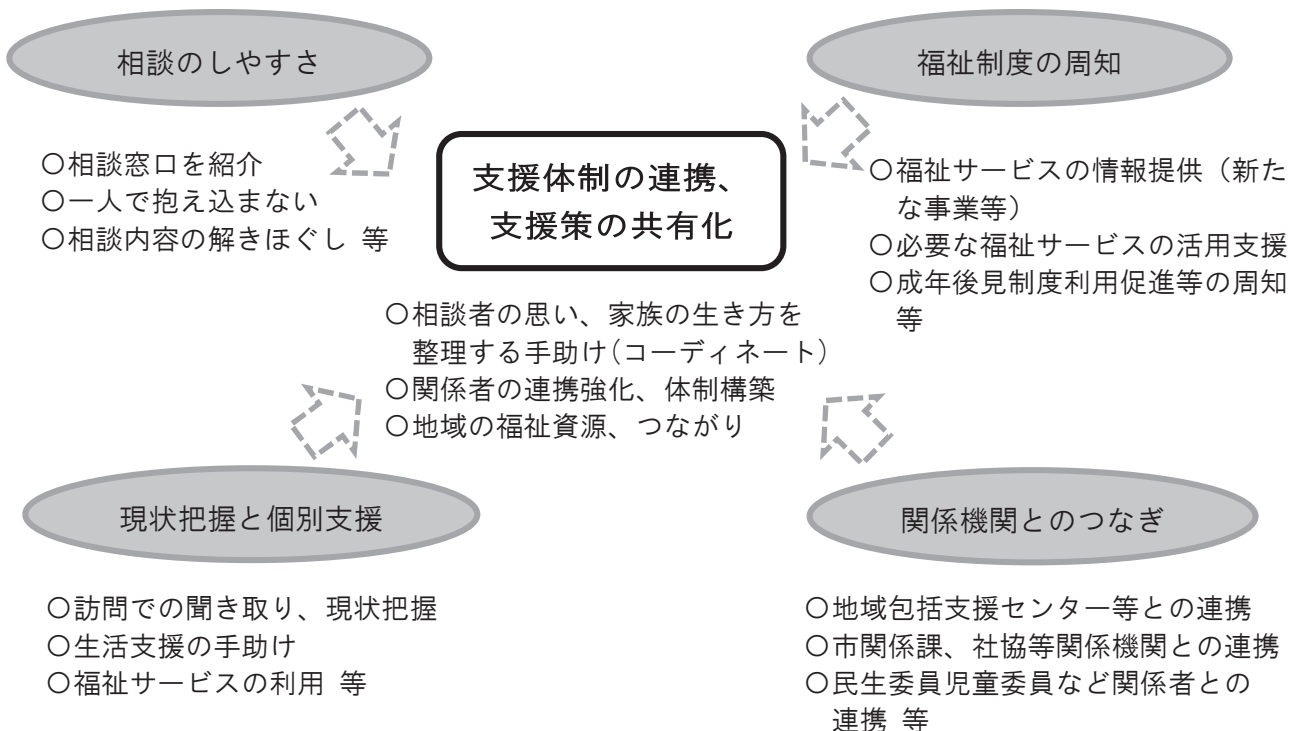
複合・複雑化している世帯のケースは本市でも想定される。

各福祉事業や取り組みを充実させていくことは大切だが、世帯全体を鑑みて地域の関係者が連携していける体制づくりが重要になってくる。

■地域役員をしていて気になること

地域の状況について	民生委員活動について	福祉の課題について
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者世帯、一人暮らし高齢者の増加 ○地域のつながりが減少 ○区の加入者の減少、脱会 ○コロナ禍の影響 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域役員の引き受け手の少なさ ○個人情報など訪問活動の難しさ ○民生委員活動のノウハウの継承 ○市との情報共有、連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口や相談場所の周知 ○見守り支援の仕方、介入の方法 ○孤独、孤立する世帯の存在 ○地域の対応力の減少

■市の福祉資源で支援できること、今後必要な支援



5 取り組みの成果と課題

① 複合・複雑化する福祉課題に対応できる相談支援の体制

近年、福祉課題が複合・複雑化する中で、従来の縦割りの組織だけでは解決が難しくなっており、各部署との連携が必要なケースが増えています。

市は、これまでも各窓口で受ける相談に対して関係部署と情報を共有し、継続して支援する市独自の「福祉総合相談支援システム」を構築して、困りごと等の解決に向けた取り組みを進めてきました。引き続き、このシステムを活用しながら、関係職員による「総合支援調整会議」において、より機動的で柔軟な対応が求められます。さらに、福祉の総合相談窓口を持つ社会福祉協議会との連携強化も不可欠です。

また、児童福祉分野においては、「子育て世代包括支援センター」で妊娠時から切れ目のない継続的なケアに取り組むとともに、「要支援妊婦管理システム」によって、関係課並びに病院等とも連携が可能な体制を構築しています。

アンケート結果では、市民の困りごと等に対し「専門性の高い相談援助」を地域組織と協働して取り組んでいくことが求められていました。

今後とも、関係部署が必要な情報を共有し、総合的に対応する相談支援の体制が求められます。

② 福祉が必要な人と、地域との“緩やかなつながり”を大切にした参加支援

子どもから労働者世代、老人など幅広い層において、関係機関等と連携した「孤独・孤立対策」の強化が求められています。

アンケート結果では、地域との“緩やかなつながり”を大切にしながら、地域と関わる機会の提供や広報活動のほか、過剰な負担にならない程度の活動の推進が求められていました。

高齢者分野では、独居高齢者を把握するための体制強化や、総合相談強化事業（独居）としてアウトリーチ（訪問）も実施しており、閉じこもり防止策の推進に尽力しています。また、障がい者分野においては、「ひきこもり支援推進事業」など、福祉サービス提供事業所と連携して、支援の強化に取り組んでいます。

今後とも、生活困窮者やひきこもりの状態にある福祉が必要な人と地域との関わりを確保し、“緩やかなつながり”を大切にした参加支援の充実が求められます。

③ 福祉が必要な人を見逃さず、継続的な支援につなげられる地域づくり

以前に比べて地域コミュニティが希薄になりつつある中で、福祉が必要な状況であるにも関わらず、行政等の相談窓口でも把握しておらず、福祉の手が行き届いていないようなケースも予測されます。

市では、高齢者分野において地域づくりを自ら行っていく「地域支援サポーター」を養成し、高齢者の居場所づくりといった地域とのつながりを大切にした取り組みを進めています。また、生活支援体制整備事業においては、生活支援コーディネーター（SC）が、中学校区ごとに身近な地域と協働して支援していけるよう取り組まれています。さらに、神栖市社会福祉協議会では、地域住民の交流を目的とした「わくわくサロン」の立ち上げや運営の側面的な支援を行っています。

アンケート結果では、福祉サービスの充実とともに、福祉サービスに関する情報や相談窓口等を市民にしっかり伝えていくことが求められています。

今後とも、行政機関の「福祉対応能力」が求められる中で、専門性の高い福祉人材、スーパーバイザー等を育成・確保して、福祉が必要な人を見逃さず、継続的に支援し続けられる地域づくりが求められます。

④ 地域コミュニティ組織を中心とした、安全・安心に暮らせるまちづくり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、改めて地域コミュニティの重要性や必要性について再認識されました。市は、地域コミュニティ協議会活動を支援しながら、防犯・防災、環境、地域交流などの取り組みを推進し、新しいコミュニティづくりに取り組んでいます。また、中学校区ごと防災訓練の実施や防災士とも連携して、自主防災組織の育成に努めてきました。

アンケート結果では、地域コミュニティや防災面に関する意見が多数寄せられているほか、災害時の安否確認ボランティアの確保など避難行動要支援者対策が求められていました。また、神栖地区は「災害など非常時の協力体制」や「防犯・治安・風紀」といったニーズが高い一方で、波崎地区は「交通など移動手段」や「子ども・若者が少ない」といった課題が高いなど、若干傾向が異なる結果もみられます。

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、訪問活動など通じて災害時避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域コミュニティ組織と連携協力しながら、地域性を考慮したきめ細かな取り組みが求められます。

⑤ 尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加を図る権利擁護の支援

地域共生社会の実現に向けては、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる「権利擁護支援」を位置づけ、権利擁護支援の地域連携ネットワークをより一層充実させていくことが大切です。

市では、成年後見等開始審判申立に要する費用や成年後見人等への報酬を支弁することが困難な方への成年後見制度利用支援事業を実施しています。また、社会福祉協議会の「福祉後見サポートセンターかみす」において、判断能力が不十分な方の権利擁護に関する相談と支援事業を一体的に運営する体制が構築されており、成年後見制度の相談件数も増加しています。しかし、成年後見制度利用者は84人（令和3年10月1日現在）で、まだ多くの人が制度の利用につながっていないことが予測されます。

成年後見制度に関するアンケート結果では、成年後見制度に関して「知らない、わからない」が約4割を占めていました。しかし、その一方で、今は必要ないが、将来、必要な時には利用したいという人が44.4%いました。

今後とも、住み慣れた地域において、すべての人が障がい等の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながら、地域社会への参加を図る権利擁護の支援が求められます。



第3章 神栖市地域福祉計画

(中とびら裏白)

1 基本理念と基本方針

笑顔あふれる地域共生社会 神栖

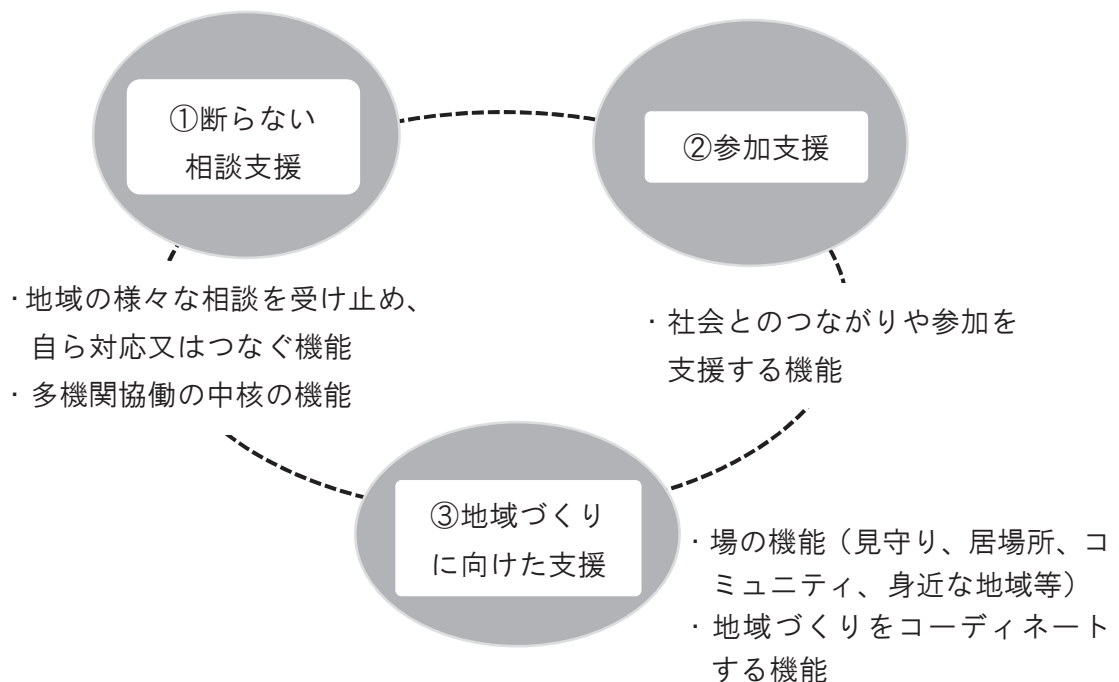
福祉対応能力を確立し、人と人、人と資源が、

世代や分野を超えてつながる地域共生社会を推進します！

少子高齢化、核家族化、価値観の多様化が進む中で、現在の制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない様々な課題が複合・複雑化してきています。

そのため、行政の福祉対応能力をより一層向上させ、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現を目指して、本市の実情に合わせながら新たな包括的な支援体制の仕組みを構築していきます。

■新たな包括的な支援の仕組みを構築



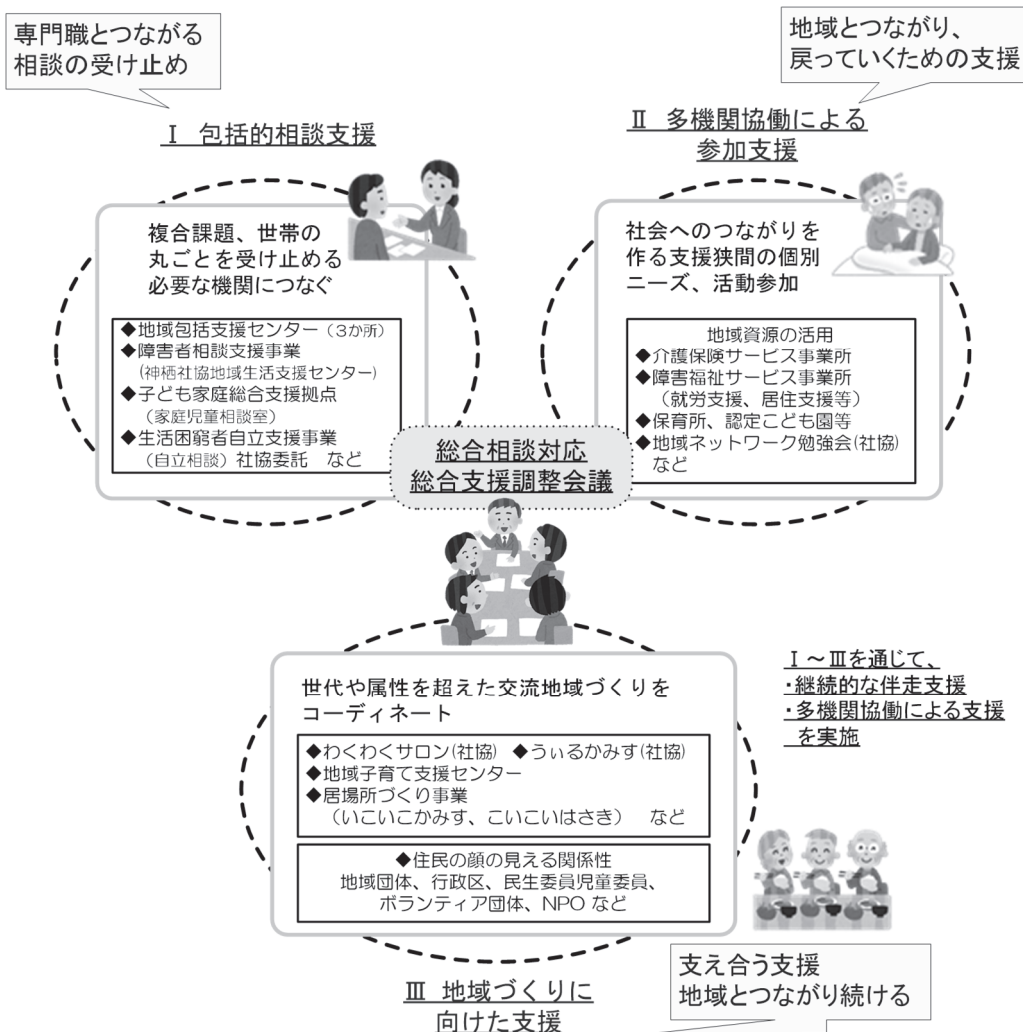
2 基本目標

国は、属性や世代を超えた支援を柔軟かつ円滑に行うため、高齢・介護、障がい、子ども、生活困窮等の各制度における関連事業、相談支援に対して一体的に取り組む制度を構築しています。

本市においても、既存の取り組みや機能を活かしつつ、複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、市の実情に合わせながら包括的な支援体制の整備に努めていきます。

- 「Ⅰ 包括的相談支援」については、断らない相談支援を進めるため、既存の相談窓口や市のシステムを活用しながら、不足する機能等について新たに検討を進めます。
- 「Ⅱ 多機関協働による参加支援」については、福祉サービス事業所を始め、地域の専門機関等と連携を強化しながら、社会とのつながりを支援していきます。
- 「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」については、地域コミュニティを基盤として、日常の暮らしの中での支え合い活動や多様な場づくり、見守り活動を支援していきます。
- 「総合相談対応」については、相談者の属性、世代、内容に関わらず包括的に相談を受け止め、困難事例に対し継続な支援につなげる総合支援調整会議等を活用していきます。

■本市における包括的な支援のイメージ



基本目標 1 相談支援の充実

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築していくためには、本人や世帯の属性に関わらず、幅広く相談を受け止め、本人・世帯の暮らし全体をとらえて、丁寧できめ細かな「断らない相談支援」や「伴走型の支援」が必要となります。

そのため、支援に時間を必要とし、長期にわたり継続的な関わりが求められる事例や一人では相談支援機関の窓口まで来ることができないような事例に対応するために、その対象者がいるところへ出向いて、情報や支援サービスを届ける「アウトリーチ（訪問）」の手法などによる「継続的な支援」を進めていきます。

基本目標 2 参加支援の充実

生活困窮者やひきこもりの状態にある人の自己肯定感や自己有用感を回復して生きる力を引き出すためには、本人・世帯が、他者や地域社会との関わりや、自分に合った役割を見出す等の多様な接点をどのように確保するかが重要です。

そのため、既存制度の活用や縦割りの対応では社会とつながることが難しい人について相談支援と一体的に機能し、地域資源を最大限活用しながら参加支援に向けたサービス提供のしくみを構築していきます。

基本目標 3 地域づくりに向けた支援

地域の中で、お互いを気にかけて支え合う関係性を育むということは、社会的孤立の発生・深刻化を防ぐことにも寄与します。また、地域づくりの取り組みは、行政のみで進められるものではないため、地域と協力して様々な活動が生まれるような環境整備とともに、そのプロセスが重要となります。

そのため、市は地域住民が地域に多様な参加の場や居場所を確保できるような側面的な立場から支援を行うとともに、地域の既存の活動を把握しながら、市民がプライドを持って新たな活動を生み出せるよう地域づくりに向けた支援を充実させていきます。

基本目標 4 安全・安心に暮らせるまちづくり

大規模地震や台風などの災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などに対する支援は、行政だけでは対応できません。そのため、地域の安全・安心を確保するためには地域住民が相互に協力し、支え合うことが不可欠になります。

また、平時より災害時に備えるために、適切な防災情報の提供や防災訓練、災害時避難行動要支援者への支援体制の確保が求められます。

そのため、誰もが安全・安心に暮らし続けられるよう、災害時避難行動要支援者の把握等に努めるとともに、地域コミュニティ組織と連携協力し、地域性を考慮したきめ細かな取り組みを推進していきます。

基本目標 5 権利擁護支援の充実

本市においても、高齢化や単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しており、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等を推進しています。

地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）の一層の充実などの成年後見制度の利用促進に努めます。

※ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制のイメージは、66ページを参照。

3 施策体系

◇◆◆ 基本理念 ◆◆◇

笑顔あふれる地域共生社会 神栖

【基本方針】福祉対応能力を確立し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながる地域共生社会を推進します。

尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加を図る権利擁護の支援を進めます。

基本目標1 相談支援の充実

- 『施策1』 包括的な相談支援体制
- 『施策2』 多機関協働による支援とアウトリーチの充実
- 『施策3』 各分野における相談支援

基本目標2 参加支援の充実

- 『施策1』 制度の狭間にある人等への社会参加の支援
- 『施策2』 高齢者、障がい者に対する社会参加の支援

基本目標3 地域づくりに向けた支援

- 『施策1』 市民協働による地域活動
- 『施策2』 地域福祉活動の推進（ボランティア活動等）

基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり

- 『施策1』 迅速に対応できる災害時の体制
- 『施策2』 安心して住み続けられる環境づくり

『成年後見制度利用促進計画』

基本目標5 権利擁護支援の充実

- 『施策1』 成年後見制度等の理解促進と権利擁護支援策の充実
- 『施策2』 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- 『施策3』 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

基本目標

1

相談支援の充実

◆現状と課題◆

- アンケート結果では、「専門性の高い相談援助」や「福祉ネットワーク強化」が求められていました。
- 地域福祉懇談会では、相談窓口が分かりにくい、相談する場所がわからないといったような意見も挙げられています。
- 市独自の「福祉総合相談支援システム」を活用した「総合支援調整会議」や、妊娠時から切れ目のないケアに取り組む「要支援妊婦管理システム」において必要な部署と情報共有する仕組みを構築しています。
- 福祉の総合相談窓口を持つ社会福祉協議会との連携強化が不可欠です。

【主な現状】

○専門性の高い相談援助や福祉ネットワーク強化のニーズが高い

○多部署との情報共有システムを構築し、総合支援調整を実施

○福祉の総合相談窓口を持つ社会福祉協議会との連携強化

【課題】



- ◆社会福祉協議会を始めとした関係部署が情報を共有し、連携・協力して総合的に継続的に対応できる相談支援の体制の強化

(1) 包括的な相談支援体制

◆施策の方針◆

- * 本人・世帯の暮らし全体をとらえて、丁寧できめ細かな「断らない相談支援」や「伴走型の支援」を行う体制づくりを検討します。
- * 複合・複雑化した支援ニーズに対し、関係部署の総合支援コーディネーターが連携して、総合的・包括的に支援を行います。

事業等	事業概要	
① 生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業) ★	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の相談支援を行う事業です。神栖市では平成29年度から神栖市社会福祉協議会に委託して実施しています。	
	主な取組	方向性
	○生活困窮者自立支援事業の相談窓口	生活困窮者に対し、制度の説明や相談内容に応じた支援を行います。
		担当課 社会福祉課 (社会福祉協議会)

事業等	事業概要	
② 障害者地域生活支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業) ★	障がい者や障がい児、その家族からの多分野にわたる様々な専門的な相談に対応し、情報提供や助言を行う事業です。	
	主な取組	方向性
	○障害者基幹相談支援センターの設置、周知 新	相談支援の拠点として、基幹相談支援センターを設置し、周知を図ります。
	○地域自立支援協議会(専門部会)の充実	地域自立支援協議会による協議の場や、障がいへの理解促進を図る専門部会の充実を図ります。
		担当課 障がい福祉課 障がい福祉課

事業等	事業概要	
③ 包括的支援事業 (総合相談事業等) ★	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように、地域のネットワークを構築して、適切なサービスや関係機関とつなげる支援を行う事業です。	
	主な取組	方向性
	○地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営協議会を開催し、市内3か所の地域包括支援センター業務の充実を図ります。
	○継続的、包括的支援体制の整備	地域の課題解決に向け、医療・介護関係者間の連携を円滑にするため、医療・介護サービス事業者連絡会を開催します。
		担当課 長寿介護課 長寿介護課

事業等	事業概要	
④子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業）★	安心して妊娠・出産・育児に取り組めるように、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談と支援を行う事業です。	
	主な取組	方向性
○母子保健事業の充実	健康教育や訪問指導等を行うとともに、セミナー等を開催して、育児不安の軽減や育児支援に努めます。	健康増進課
○子育て相談・指導の充実	保健師や子育てコンシェルジュが各種相談に応じ、必要な情報提供や保健指導を行います。	子育て支援課 健康増進課
○子ども家庭総合支援拠点による関係機関との連携 新	妊娠期の早い段階から病院など関係機関との連携を図り、予防的な支援を行います。	こども福祉課
○要支援妊婦管理システムの運用	出産・育児に不安のある要支援妊婦に対し、関係部署が連携して情報を共有して適切な支援につなげます。	こども福祉課 子育て支援課 健康増進課

注) ★は、社会福祉法第106条の4の規定に基づく重層的支援体制整備事業として想定される事業等

新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

(2) 多機関協働による支援とアウトリーチの充実

◆施策の方針◆

- * 複合・複雑化した支援ニーズに対し、多機関協働による支援を行うため、「福祉総合相談ケアシステム」の効果的な運用を図ります。
- * 地域の関係機関と連携して、福祉の支援が行き届いていない人へのアプローチを行い、必要な支援につなげます。

事業等	事業概要	
① 多機関協働による包括的支援体制構築事業★	総合支援コーディネーターが中心となって、必要に応じて総合支援調整会議を開催し、総合的、包括的な支援につなげる体制を構築する事業です。	
	主な取組	方向性
	○総合支援調整会議の活用	関係課との連携が必要なケースについて、総合的、包括的な支援方を検討します。
	○多機関協働による支援体制の強化 新	多機関協働による支援を担う人材を確保し、複合・複雑化した福祉的課題にあたる体制を強化します。

事業等	事業概要	
② 福祉総合相談ケアシステム推進事業（福祉総合相談支援システム）★	多機関協働による包括的支援体制の構築を推進するシステムツールを活用し、関係機関が連携して支援内容を共有しながら支援にあたる事業です。	
	主な取組	方向性
	○「福祉総合相談ケアシステム」の有効活用	システムの利便性を向上させて、関係機関との連携を図りやすくすることで必要な支援につなげます。

事業等	事業概要	
③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業★	関係機関との関りががないために、十分な支援が行き届いていない人や世帯に対し、支援者が積極的に出向いていくことで必要な支援につなげる事業です。	
	主な取組	方向性
	○自立相談支援機能の強化 新	就労準備支援、家計改善支援事業を委託している社会福祉協議会や多機関と連携し、個別支援を強化し、自立相談支援の機能を高めていきます。

注) ★は、社会福祉法第106条の4の規定に基づく重層的支援体制整備事業として想定される事業等

新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

(3) 各分野における相談支援

◆施策の方針◆

- * 日常生活に関わる困りごと等に関して、各分野における身近な相談窓口の確保と周知、活用を図ります。
- * 社会福祉協議会などと連携して、専門的な相談機能の充実を図ります。
- * 判断能力が不十分な人への権利擁護支援に取り組むとともに、児童、高齢者、障がいのある方への虐待防止やDVへの対応体制を確保します。

事業等	事業概要		
① 地域ケア会議推進事業等	地域包括支援センターを中心に、日常生活圏レベルの課題を共有し、地域の包括ケア、地域コミュニティとの連携等の充実を図る事業です。		
	主な取組	方向性	担当課
	○小地域ケア会議等の充実	地域づくりに必要な資源開発等を行う小地域ケア会議などの充実に努めます。	長寿介護課
	○在宅医療・介護連携の推進	医療機関やかかりつけ医との連携・協働体制を構築して、定期的な情報共有による相談対応にあたります。	長寿介護課

事業等	事業概要		
② 障害者地域生活支援事業	様々な専門的な相談に対応するとともに、支援を必要とする障がいのある方の権利擁護を支援し、制度の利用促進を図る事業です。		
	主な取組	方向性	担当課
	○相談支援事業の充実	社会福祉士、精神保健福祉士による専門相談を社会福祉協議会に委託し、必要な情報提供や権利擁護のための相談援助の強化に努めます。	障がい福祉課 (社会福祉協議会)
	○障害者相談員等による身近な相談対応	相談支援事業所と連携して、障がいに関する身近な相談に応じます。	障がい福祉課
	○成年後見制度法人後見等を担う法人の確保	成年後見制度法人後見に取り組む法人と連携して、判断能力が不十分な方の保護・支援を推進します。	障がい福祉課

事業等	事業概要	
③ 成年後見制度推進事業等	判断能力が不十分な人への権利擁護支援を目的に、成年後見制度の普及・啓発、成年後見制度についての相談や手続きの支援を行う事業です。	
	主な取組	方向性
	○成年後見制度の周知・普及	成年後見制度の利用相談、講演会や広報紙などで普及啓発を図ります。
	○「福祉後見サポートセンターかみす」の運営	社協が実施する法人後見事業と日常生活自立支援事業など権利擁護に関する相談と支援の一体的な推進を応援し、制度の普及啓発に努めます。
	○日常生活自立支援事業の推進	日常生活上の判断に不安がある方を対象に、契約により福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスを実施する社協を支援します。
		担当課
		長寿介護課 障がい福祉課 (社会福祉協議会)
		社会福祉課 (社会福祉協議会)
		社会福祉課 (社会福祉協議会)

事業等	事業概要	
④ 家庭児童相談事業 (家庭児童相談室)	子ども家庭総合支援拠点において、子どもの健全な成長のため、子どもの性格や行動、しつけに関する相談等あらゆる問題に対し相談に応じる事業です。	
	主な取組	方向性
	○要保護児童、要支援家庭の継続的支援	家庭児童相談室の体制強化を図り、要保護児童対策地域協議会で協議し、迅速な支援につなげます。
	○母子・父子自立支援員による相談や支援体制	ひとり親家庭等に対し、生活面での自立ができるよう、制度の周知や支援体制の充実を図ります。
	○要支援妊婦を含めた母子等への支援	要保護児童対策地域協議会等に参加し、情報共有を行い母子等への支援にあたります。
	○児童生徒の相談機能の充実	登校支援教室や心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒の悩みなどの解決にあたります。
		担当課
		こども福祉課
		こども福祉課
		こども福祉課 子育て支援課 健康増進課 教育指導課
		教育指導課

事業等	事業概要	
⑤ DV・虐待防止対策	DVに関する情報提供や、DV被害者の保護、相談など、だれもが尊厳を保ち、安心して暮らしていただけるよう虐待防止に取り組む事業です。	
	主な取組	方向性
	○DV被害者の相談体制の整備	DV被害者の相談体制を整備し、支援を必要とする被害者等への支援を行います。また、関係部署との連携強化に取り組めます。
	○高齢者の権利擁護支援のネットワーク構築	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会で関係機関が連携し、高齢者の権利擁護支援にあたります。
	○障害者虐待防止センターの周知・研修等	虐待防止センターの周知とともに、障がい福祉サービス事業所職員への虐待防止の研修を開催します。
	○要支援家庭の支援強化	子ども家庭総合支援拠点において、要支援家庭に対し、専門性の高い相談及び支援体制の強化を図ります。

事業等	事業概要	
⑥ こころの健康相談	うつやこころの悩みを抱えている人、またはその家族に対して相談対応する事業です。	
	主な取組	方向性
	○健康に関する多様な相談窓口の周知	不安や悩みに早期に対応し、適切な治療につなげられるよう相談窓口を周知します。
	○自殺対策の推進 新	医療・教育・警察・福祉関係等の団体に構成する自殺対策協議会と連携した相談支援の充実を図ります。
	○こころの相談の推進	社協「こころの相談室」等と連携して、医療機関、福祉制度等の情報提供や継続的な対応を行います。

事業等	事業概要	
⑦ 困りごと相談事業 (困りごとサポート室)	日常の困りごとに対し、気軽に相談できる総合案内窓口として、市民からの相談に幅広く応じて適切な部署や関係機関を案内する事業です。	
	主な取組	方向性
	○適切な部署や関係機関へのつなぎ	相談先がわからないといった市民の困りごとに対し、内容に応じて適切な部署や関係機関につなぎます。

注) 新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

基本目標 2

参加支援の充実

◆現状と課題◆

- アンケート結果では、地域と関わる機会の提供や広報活動、過剰な負担にならないような地域活動の推進が求められていました。
- 地域福祉懇談会では、一人暮らし高齢者が孤立を深めているケースや、障がいのある子どもの親が誰にも相談できず孤独になっているケースが挙げられました。
- 市は、独居高齢者を把握するための体制強化や、総合相談強化事業（独居）としてアウトリーチ（訪問）を実施し、閉じこもり防止策の推進に尽力しています。
- 障がい者分野においては、「ひきこもり支援推進事業」など、福祉サービス提供事業所と連携して、支援の強化に取り組んでいます。

【主な現状】

○閉じこもりがち、福祉に引け目を感じる人がいる

○総合相談強化事業（独居高齢者）の閉じこもり防止策に尽力

○福祉サービス提供事業所と連携した支援の強化



【課題】

◆生活困窮者やひきこもりの状態にある福祉が必要な人と地域との関わりを確保しながら、“緩やかなつながり”を大切にした参加支援の充実

(1) 制度の狭間にある人等への社会参加の支援

◆施策の方針◆

* 様々な要因によってひきこもりがちになっている人に対し、介護・障がい・子ども・生活困窮者等の既存制度と緊密に連携、調整しながら、地域とのつながりや、社会参加を支援します。

* 本人や世帯の個々の状態に合わせながら、市の各事業等を通じて参加支援を推進します。

事業等	事業概要	
① 生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに就労が困難な生活困窮者に対して、就労に必要なスキルが身につくよう支援する事業です。	
	主な取組	方向性
	○生活困窮者自立支援事業の推進	事業委託している社会福祉協議会や民間事業者等と連携して、生活困窮者の効果的な支援を推進します。
	○就労に関する支援員と関係機関等との連携	ハローワークやいばらき就職支援センターと連携しながら自立に向けた相談及び就労支援を行います。
		担当課
		社会福祉課 (社会福祉協議会)
		社会福祉課

事業等	事業概要	
② 孤独・孤立対策事業 (参加支援事業) ★	様々な要因によってひきこもりがちになっている人に対し、介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度等と緊密に連携、調整して、地域とのつながりを促していく事業です。	
	主な取組	方向性
	○孤独・孤立対策の検討 新	地域の社会資源を把握しながら、ひきこもりがちになっている人の参加支援のあり方を検討します。
		担当課
		社会福祉課

事業等	事業概要	
③ 生活保護運営対策事業	生活保護受給者の日常生活や社会的自立の支援を講じることを目的に、健康管理支援や就労支援を行い、生活の質の向上を図る事業です。	
	主な取組	方向性
	○生活保護受給者健康管理支援	健康診査や医療機関への早期受診勧奨、生活習慣病の予防、治療中断による重症化を予防します。
	○生活保護受給者就労支援	病状等に問題のない稼働年齢層(15歳から64歳)の人に対して、ハローワークと連携して就労支援を行います。
		担当課
		社会福祉課
		社会福祉課

事業等	事業概要	
④ 子どもの貧困対策事業 (ヤングケアラー問題を含む)	子どもの貧困対策の推進に関する法律を踏まえ、子どもの貧困、ヤングケアラーの実態把握、対策等について、検討を進める事業です。	
	主な取組	方向性 担当課
○子育て世代の継続的、包括的な支援体制	地域で子育て支援を行う組織づくりを促進し、子育て世代の継続的、包括的な支援を行います。	こども福祉課 子育て支援課 健康増進課
○ひとり親家庭の生活支援	子育てと就労ができるように、生活基盤確立の支援体制の充実を図ります。	こども福祉課
○子どもの貧困、ヤングケアラーの実態把握等 新	子どもの貧困やヤングケアラーの実態把握を行い、対策等につなげます。	こども福祉課

注) ★は、社会福祉法第106条の4の規定に基づく重層的支援体制整備事業として想定される事業等

新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

(2) 高齢者、障がい者に対する社会参加の支援

◆施策の方針◆

* 地域の社会資源や地域活動を積極的に活用しながら、高齢者や障がい者の生きがいづくり、居場所づくりを推進します。

* ひきこもりがちな高齢者や障がい等ある方の交流機会の創出とともに、市民の理解を深めながら、社会参加しやすい環境づくりを推進します。

事業等	事業概要		
① 一般介護予防事業★ (介護予防普及啓発事業)	高齢者自らが生活習慣病予防及び重症化予防、フレイル予防に取り組むことで介護を予防する事業です。		
	主な取組	方向性	担当課
	○介護予防教育の推進	シニアクラブやその他団体への出前講座など通じて、介護予防教育の普及啓発に努めます。	長寿介護課
	○各種教室の開催	健康体操や水中ウォーキング、フレイル予防など各種教室を開催し、自主的な取組への移行を支援します。	長寿介護課

事業等	事業概要		
② 高齢者交流事業	高齢者が積極的に交流できる機会を確保するため、地域のボランティアとも連携して、高齢者の居場所づくりや仲間づくりを支援する事業です。		
	主な取組	方向性	担当課
	○高齢者の居場所づくり (いこいこかみず、こいこいはさき)	高齢者の社会的孤立を防ぐため、協力員を確保して、気軽に集える身近な場所を確保します。	長寿介護課
	○わくわくサロン活動の支援	身近な住民同士の交流を目的に会話や食事、レクリエーションを通じた仲間づくり活動の立ち上げや運営の側面的支援をします。	社会福祉課 長寿介護課 (社会福祉協議会)

事業等	事業概要	
③ 障害者地域生活支援事業 (必須事業)	障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的・効果的に取り組む事業です。	
	主な取組	方向性
	○理解促進研修・啓発事業の充実	かみす福祉まつり等において、障がいのある方への理解を深める取り組みを推進します。
	○自発的活動支援事業の充実	障がいのある方等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
	○意思疎通支援事業の充実 (手話ボランティア養成)	手話奉仕員養成委員会による手話講座を開催し、障がいのある方の意思疎通を支援します。
	○移動支援事業の充実	ハンディキャップがある人の自立や、余暇活動等の社会参加を支援します。

事業等	事業概要	
④ 障害者地域生活支援事業 (日常生活支援、社会参加支援) ★	障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的・効果的に取り組む事業です。	
	主な取組	方向性
	○ひきこもり支援の充実 新	サービス事業者を拡充しながら、相談支援、居場所づくり、就労体験、就労等社会参加支援を推進します。
	○日中一時支援の充実	障がいのある人等の日中における活動の場を確保します。
	○社会参加に向けた自立支援の充実	点字・声の広報を発行したり、自動車運転免許取得費補助・自動車改造費助成など補助を行います。

注) ★は、社会福祉法第106条の4の規定に基づく重層的支援体制整備事業として想定される事業等

新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

基本目標

3

地域づくりに向けた支援

◆現状と課題◆

- アンケート結果では、福祉サービスの充実とともに、福祉サービスに関する情報提供や身近な相談窓口等の周知が求められていました。
- 地域福祉懇談会では、コロナ禍になって、今まで以上に地域のコミュニケーションが希薄になっている現状が挙げられています。
- 市は、地域づくりを自ら行っていく「地域支援サポーター」を養成し、高齢者の居場所づくりなど、地域とのつながりを大切にした取り組みに尽力しています。
- 生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター（SC）が、市内8つの中学校区ごとに身近な地域と協働して取り組みが行われています。
- 社会福祉協議会では、地域住民の交流を目的とした「わくわくサロン」の活動を応援しています。

【主な現状】

○福祉サービスの充実やサービスの情報、身近な相談窓口等の周知

○地域支援サポーターなど地域のつながりを重視した取り組みに尽力

○社協では、「わくわくサロン」の立ち上げや運営を応援

【課題】



- ◆福祉が必要な人を見逃さず、継続的に支援し続けられる地域づくりを進めるため、地域づくりをコーディネートする専門性の高い福祉人材、スーパーバイザー等の育成・確保

(1) 市民協働による地域活動

◆施策の方針◆

* 地域コミュニティの活動が活性化するように、市民協働による地域活動の理解促進を図ります。

* 市民が主体となって地域に多様な活動を展開していけるよう、市は側面的な立場から地域活動を支援します。

事業等	事業概要	
① 生活困窮者の共助の基盤づくり事業★	住民相互の支え合いによる共助の取り組みにより、生活困窮者、社会的孤立状態にある支援が必要な人と地域とのつながりを確保する事業です。	
	主な取組	方向性
	○社協講演会・勉強会等の活動サポート	社会福祉協議会が行う講演会や勉強会等をサポートし、地域福祉の理解促進を図ります。
	○共助の基盤づくりに向けた検討 新	支援が必要な人を地域全体で支える基盤づくりに向けて、検討を進めます。
		担当課
		社会福祉課
		社会福祉課

事業等	事業概要	
② 障害者地域生活支援事業 (地域活動支援センター) ★	障がいのある方等を対象に、地域の実情に応じて、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業です。	
	主な取組	方向性
	○地域活動支援センターの機能強化	利用者の状況に応じて、事業を委託し、創作的活動・生産活動の機会提供などの場を確保します。
		担当課
		障がい福祉課

事業等	事業概要	
③ 生活支援体制整備事業★	地域住民が主体となって高齢者の生活支援及び介護予防を行う支援体制を整備する事業です。	
	主な取組	方向性
	○生活支援体制整備の充実 (生活支援コーディネーターの配置)	中学校区ごとの協議会において、住民が中心となった話し合いによって、サービス創出等に向けた情報共有や地域資源の把握等を行う体制を整備します。
	○就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)	高齢者の特性や希望に合った活動のコーディネートを通じて社会参加等を促進します。
		担当課
		長寿介護課
		長寿介護課

事業等	事業概要		
④ 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター) ★	地域子育て支援センターや、児童館の子育て広場において、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて子育ての相談等の機会を提供する事業です。		
	主な取組	方向性	担当課
	○地域子育て支援センターの充実	季節の行事など様々な事業を通じて、子育て中の親子が気軽に集い、交流や育児相談にあたります。	子育て支援課
	○子育て広場の充実	就学前の親子が気軽に交流や育児相談、子育て情報の提供を行う機会を充実します。	こども福祉課

事業等	事業概要		
⑤ 児童館管理事業	子どもたちが年齢や学校の枠を超えて遊びや季節の行事等とおして心身ともに健やかに成長できるよう、市内7か所の児童館を運営する事業です。		
	主な取組	方向性	担当課
	○児童館活動の充実	各施設の特徴を活かした活動を行いながら、子どもたちの地域の遊び場、居場所を確保します。	こども福祉課

事業等	事業概要		
⑥ 一般介護予防事業等 (通いの場等の運営) ★	地域包括支援センターや民生委員等からの情報により、支援が必要な高齢者を把握するとともに、参加者が主体的にプログラムを工夫し運営する「高齢者の居場所づくり」や「わくわくサロン」の側面的支援を行う事業です。		
	主な取組	方向性	担当課
	○介護予防活動につなげる情報提供	民生委員児童委員と情報交換など行いながら、地域の高齢者の介護予防活動につなげていきます。	長寿介護課
	○活動リーダーの育成	「高齢者の居場所づくり」や「わくわくサロン」等への継続的サポートとともに、新しいサロンを担う活動リーダーの育成に努めます。	長寿介護課 (社会福祉協議会)
	○地区組織活動の推進	えがおあつぷサポーター、食生活改善推進員や地域食育サポーターなど地区組織と協働して、高齢者の介護予防や健康づくりに取り組みます。	長寿介護課 健康増進課

事業等	事業概要	
⑦ 高齢者生きがい対策事業 (高齢の交流機会)	高齢者が充実した生活を送るため、文化活動やスポーツレクリエーション、各種講座等を開催する事業です。	
	主な取組	方向性
	○生きがい講座、生涯大学の講座等の充実	一般教養、福祉、健康など、様々な講座を開催します。
	○高齢者の交流機会の充実	シニアクラブやシルバー人材センターなど通じて、高齢者の趣味や生きがい活動を推進します。

事業等	事業概要	
⑧ 市民協働推進事業 (協働のまちづくり)	ボランティア活動など通じて、市民が主体となって地域活動を行っていただける市民協働のまちづくりを推進する事業です。	
	主な取組	方向性
	○コミュニティ活動の支援	地区集会所の補修補助や地域サロンの開催等を通じ、地域住民が自ら活動しやすい環境を支援します。
	○地域コミュニティ協議会の活性化	地域コミュニティ協議会を支援し、地域に合ったコミュニティ活動が展開できるよう推進します。

事業等	事業概要	
⑨ 男女共同参画推進事業	神栖市男女共同参画計画（かみすハートフルプラン）により、市民一人ひとりが自分らしく生き、男女が互いに尊重し合い、安心して暮らせる環境づくりを推進する事業です。	
	主な取組	方向性
	○男女の人権を尊重する意識づくり	DVなど人権を侵害する様々な暴力を根絶するよう、市民意識の醸成を図ります。
	○ファミリーサポートセンター事業の推進	子どもの預かりなど、市民の相互援助を行う取り組みを推進します。

事業等	事業概要	
⑩ 地域交流・保健福祉機能拠点活用事業	波崎、矢田部及び土合地域における地域の交流を図るほか、災害時には地域の避難所として利用可能な拠点施設を整備する事業です。	
	主な取組	方向性
	○地域交流機能の活用 新	地域の交流拠点機能を十分に活かせるよう、活用方法など検討していきます。

注) ★は、社会福祉法第106条の4の規定に基づく重層的支援体制整備事業として想定される事業等

新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

(2) 地域福祉活動の推進（ボランティア活動等）

◆施策の方針◆

*活動を支援する拠点の確保とともに、市民活動やボランティア活動の充実を図ります。

*地域福祉活動を推進し、地域組織のネットワーク機能を充実できるように、社会福祉団体活動を支援します。

事業等	事業概要		
① 一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業) ★	「シルバーリハビリ体操指導士」や「えがおあつぷサポーター」、「やすらぎ支援員」など地域で活躍する地域サポーターを育成し、地域の介護予防活動を推進する事業です。		
	主な取組	方向性	担当課
	○介護予防・日常生活支援総合事業の推進	ボランティア等住民主体による多様なサービス提供が図れるよう推進します。	長寿介護課
	○地域支援サポーター養成講座の開催	養成講座を統一させた「地域支援サポーター養成講習会」を開催し、活躍の機会を確保します。	長寿介護課
	○地域支援サポーターポイント制度の普及	高齢者の介護予防を目的としたポイント制度を地域支援サポーターの養成講座と合わせて普及します。	長寿介護課

事業等	事業概要		
② 認知症総合支援事業★	認知症の容態の応じた適切な医療と介護の提供、認知症の正しい理解の普及や見守りなど、認知症の方やその家族を支援する事業です。		
	主な取組	方向性	担当課
	○認知症地域支援推進員の養成と配置 新	認知症地域支援推進員を養成し、認知症の人やその家族等からの相談支援を実施します。	長寿介護課
	○認知症カフェ、認知症講演会の開催	認知症の人や家族等が気軽に集まり交流できる場とともに、認知症を周知するための認知症講演会等を開催します。	長寿介護課
	○認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク	事業内容を周知するとともに、模擬訓練等を行うことで関係機関との連絡体制を深めます。	長寿介護課

事業等	事業概要	
③ 社会福祉団体活動支援事業	地域の社会資源、福祉サービスの充実を図るため、社会福祉団体等の活動を支援する事業です。	
	主な取組	方向性
	○ボランティアの活動拠点の確保	社協ボランティアセンターの支援等を通じて、社会福祉団体活動の活発化を図ります。
		担当課
		社会福祉課 (社会福祉協議会)

事業等	事業概要	
④ 学校における福祉教育事業	学校・家庭・地域が連携して福祉教育や福祉に関する体験学習を推進し、児童生徒の福祉への理解と興味・関心を高める事業です。	
	主な取組	方向性
	○福祉体験学習の実施	社協ボランティアセンターと学校が連携して、福祉教育出前講座等を開催します。
		担当課
		教育指導課 (社会福祉協議会)

事業等	事業概要	
⑤ 障害者地域生活支援事業 (障害者差別解消、ゲートキーパー養成の研修等)	民生委員児童委員を対象としたゲートキーパー養成研修や、地域における福祉意識の理解促進を図る事業です。	
	主な取組	方向性
	○地域リーダーの育成 新	自殺対策講演会、差別解消の研修を行い、参加者が地域リーダーとなるよう人材の育成に努めます。
		担当課
		障がい福祉課

注) ★は、社会福祉法第106条の4の規定に基づく重層的支援体制整備事業として想定される事業等

新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

基本目標

4

安全・安心に暮らせる まちづくり

◆現状と課題◆

- アンケート結果では、地域コミュニティや災害時の安否確認ボランティアの確保など防災面に関する意見が多くあげられていました。
- 神栖地区は「災害など非常時の協力体制」や「防犯・治安・風紀」のニーズが高い一方で、波崎地区は「交通など移動手段」や「子ども・若者が少ない」など、地域によって市民ニーズは若干異なっています。
- 地域福祉懇談会では、自治会（区）を抜ける世帯が多くなっており、災害時など地域での対応が難しくなっている現状が挙げられました。
- 市は、地域コミュニティ協議会活動を支援しながら、防犯・防災、環境、地域交流などの取り組みを推進しています。
- また、中学校区ごとの防災訓練の実施や防災士とも連携して、自主防災組織の育成に努めています。

【主な現状】

○災害などの非常時での協力体制に関する意見が多い

○市はコミュニティ活動を支援し、防犯・防災、環境、地域交流を推進

○神栖地区と波崎地区で、市民ニーズが若干異なる

【課題】



- ◆安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて、訪問活動など災害時避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域コミュニティ組織と連携協力しながら、地域性を考慮したきめ細かな取り組みの強化

(1) 迅速に対応できる災害時の体制

◆施策の方針◆

* 地域コミュニティと連携して、避難行動要支援者の支援体制の充実に取り組めます。

* 防災意識の普及・啓発や地域団体等による自主防災活動を推進し、災害時等に迅速に対応できる体制を確保します。

事業等	事業概要	
① 災害救助事業 (避難行動要支援者対策)	福祉や防災関係機関、地域コミュニティが連携して、避難行動要支援者の安全確保に努める事業です。	
	主な取組	方向性
	○避難行動要支援者の個別支援計画の作成	地域住民の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿に基づく個別支援計画の作成を進めます。
	○避難支援等関係者の確保	民生委員児童委員など地域コミュニティの関係者と連携して、地域支援者の確保に取り組めます。
	○避難行動要支援者避難支援プラン等の充実 新	避難行動要支援者避難支援プランを活用しながら、関係者と災害時の支援体制の充実に図ります。

事業等	事業概要	
② 災害等対策事業	災害への備えと対応力のあるまちづくりを進めるため、自主防災組織の充実など地域の防災対策を強化する事業です。	
	主な取組	方向性
	○地域コミュニティとの連携体制の確保	災害発生時に人的支援を受けられるように、地域コミュニティと連携した体制を確保します。
	○防災意識の普及・啓発	防災訓練を始め、広報紙やホームページで、防火・防災知識の普及啓発活動を推進します。
	○自主防災組織の体制づくり	地区を単位とした自主防災組織の充実に図るため、リーダーの育成など組織結成を促進します。
	○福祉避難所の確保と機能向上 新	要支援者が避難できる福祉避難所を確保し、安全に避難できるよう機能向上を図ります。

注) 新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

(2) 安心して住み続けられる環境づくり

◆施策の方針◆

* 地域の自主防犯活動と連携して、安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に努めることで犯罪被害の未然防止に取り組みます。

* 高齢者や障がいのある方等の外出を支援し、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

事業等	事業概要		
① 防犯対策事業	高齢者や障がいのある方等、市民が犯罪被害にあわないよう地域ぐるみの安全対策を講じる事業です。		
	主な取組	方向性	担当課
	○警察及び関係団体と連携した防犯の強化	神栖警察署、関係団体などと連携して防犯運動や防犯灯及び街頭防犯カメラの整備を進め、地域の防犯対策の強化を図ります。	防災安全課
	○あいさつ声かけ運動やこども110番の家	登下校の子どもの見守り活動や、110番の家の効果的な各校の取組事例などを紹介します。	教育指導課 文化スポーツ課
	○消費者被害の拡大防止（消費生活センター）	関係機関と連携して、消費生活情報を提供するなど、消費者被害の拡大防止に努めます。	企業港湾商工課

事業等	事業概要		
② 人にやさしい福祉のまちづくり	多くの市民が利用する施設等のバリアフリー化や、高齢者や障がいのある方等の移動手段を確保する事業です。		
	主な取組	方向性	担当課
	○持続可能な公共交通体系の確保	交通の利便性を高めるため、デマンドタクシーなど公共交通機関と連携し、移動手段の確保に努めます。	政策企画課
	○路線バス福祉パスの交付	高齢者や障がいのある方など交通弱者が外出しやすくなる支援に努めます。	社会福祉課
	○福祉タクシー（福祉タクシー事業）	タクシーを除く一般の公共交通機関を利用することが困難な方のため、自宅と病院・診療所・避難所等の間をタクシーで送迎します。	長寿介護課 障がい福祉課
	○公共施設等の適正な維持管理	神栖市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正な維持管理や有効活用等に努めます。	政策企画課

主な取組	方向性	担当課
○交通安全運動の推進	交通事故を防止するキャンペーン活動や、子どもや高齢者を中心とした交通安全教育を推進します。	防災安全課
○道路や歩道のバリアフリー化	新たな道路や道路改修に合わせて、安全に通行できる歩道や道路の計画的整備を推進します。	道路整備課

(裏白)

第4章 神栖市成年後見制度 利用促進計画

(裏白)

1 計画策定の背景

近年、我が国では人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しており、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められているところです。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）」では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念がさらに尊重され、国は平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、推進が図られているところです。

さらに、令和4年度からは成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの多様化及び増大する見込み等に対応するため、第二期計画を策定のうえ、より一層の取り組み強化に努めています。

なお、市町村は、促進法第14条第1項において、「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を定めるよう努めること、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明示されています。本市は、「神栖市地域福祉計画（第4期）」の作成に併せて「神栖市成年後見制度利用促進計画」を位置づけ、成年後見制度の周知啓発や利用支援、相談体制整備、関係機関・関係団体等との連携など、制度の利用促進の充実に努めていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有する「神栖市地域福祉画（第4期）」と一体的に推進します。

（参考）成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二 略

（参考）国 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる）

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

成年後見制度とは…

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないよう、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面で支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて、①法定後見制度と、②任意後見制度の2つの種類があります。

① 法定後見制度

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分である場合に、本人又は配偶者、四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類が用意されています。

■ 法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

■ 法定後見でできること ※「補助」「保佐」の場合は、付与された代理権・同意権の範囲内の行為に限ります。

生活に関する支援

身上保護

- 不動産など、本人の住居確保に関する契約や費用の支払い
- 通院時の治療や処方箋などの説明を受けるときの同席（ただし、治療行為や検査に関することの代理や同意はできません）
- 介護サービスや施設に入所するときの契約、入所後の意義申立てなど
- 年金や社会保険の手続き

金銭に関する支援

財産管理

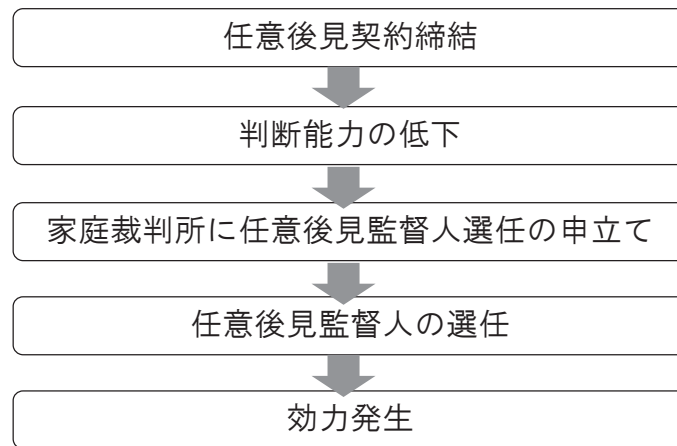
- 預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
- 印鑑を扱うような契約行為
- 不動産や権利書などの財産管理・保管・処分
- 公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払い

② 任意後見制度

任意後見制度とは、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者です。

■ 後見開始までの流れ



※家庭裁判所に手続きの申立てできるのは、ご本人や配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

日常生活自立支援事業とは…

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分であり、毎日の暮らしの中で判断に迷いがある方、また、金銭管理等に不安がある方に福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援をする事業です。

日常生活自立支援事業は、本人との契約に基づき事業が実施されるものであり、成年後見制度のような家庭裁判所の審判等を必要としません。

ただし、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定されません。日常生活自立支援事業の利用相談・受付は、「神栖市社会福祉協議会」が行っています。

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会
お問合せ：0299-93-0294

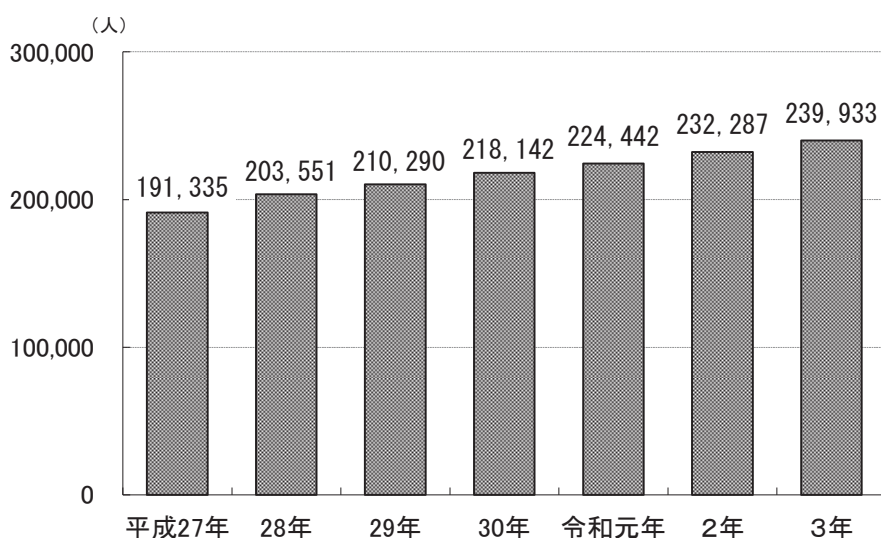
4 成年後見制度を取り巻く状況

(1) 全国的な傾向

令和3年12月末日時点における全国の成年後見制度の利用者数は239,933人で、対前年比約3.3%の増加となっています。

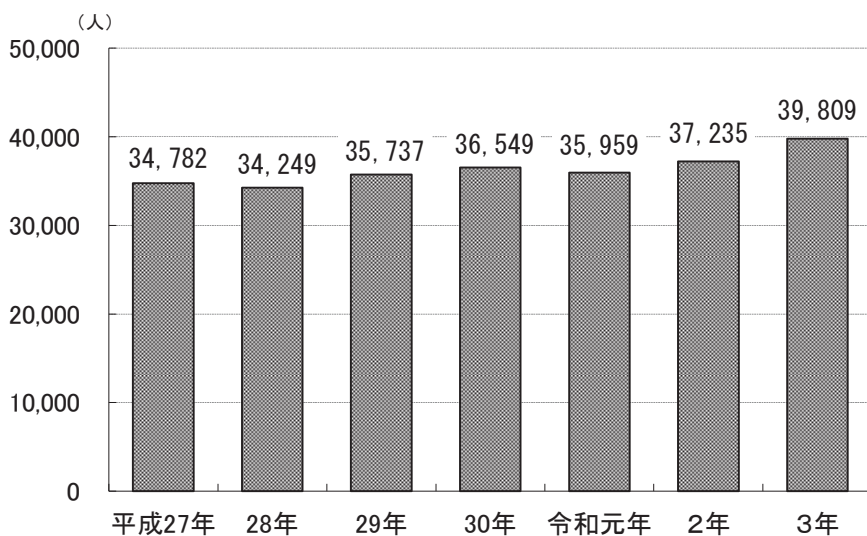
また、申立て件数の推移をみると、令和3年12月末日時点39,809人で、成年後見制度の利用者数並びに申立件数は増加傾向にあります。

■ 成年後見制度の利用者数の推移（全国）



出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

■ 申立て件数の推移（全国）

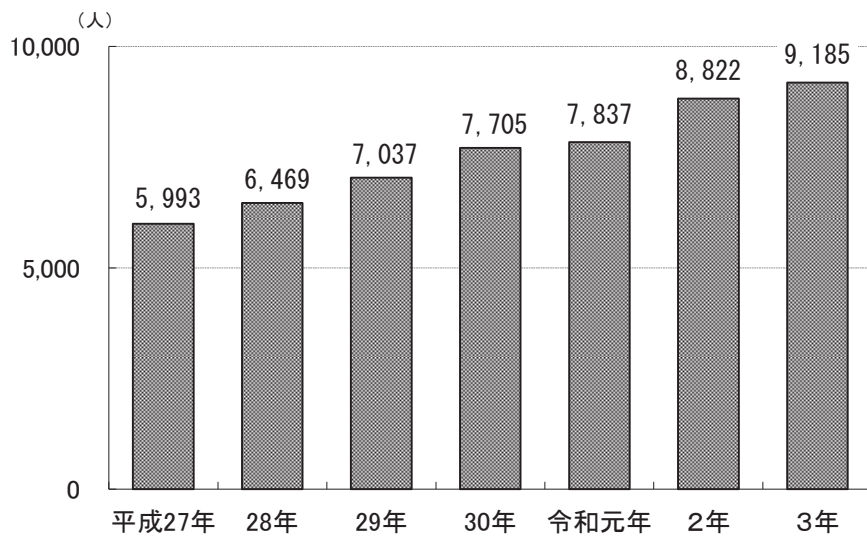


出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

市町村長申立て件数の推移をみると、申立て件数は、毎年、増加しています。また、成年後見人等と本人との関係は、親族以外の第三者が受任するケースが80.3%を占めています。

申立ては、認知症を理由とするものが最も多く、主な動機としては、預貯金等の管理・解約となっています。

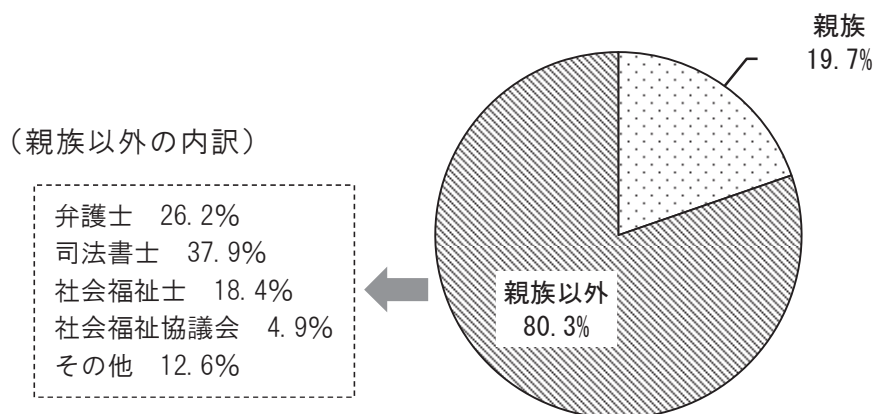
■市区町村長申立て件数の推移（全国）



出典：厚労省「成年後見制度の現状（令和3年3月）」

*後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選出事件の終局事件を対象

■成年後見人等と本人との関係（全国）



出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

(2) 神栖市の現状

① 成年後見制度の利用状況等

神栖市において、高齢者の成年後見制度利用者数は、令和3年10月1日現在72人です。また、一定の障がい者を有する人の成年後見制度利用者数は12人となっています。しかし、潜在的に成年後見制度の利用が必要と思われる人の想定者数を見ると実際に利用されている人は高齢者が約5%で、一定の障がい者を有する人が約3%であり、まだ多くの方が成年後見制度の利用につなげていないことがうかがえます。

■ 成年後見制度の利用状況（令和3年10月1日現在）（単位：人）

	合計				
	成年後見	保佐	補助	任意後見	
高齢者	72	59	13	0	0
障がい者	12	8	4	0	0

出典：長寿介護課、障がい福祉課

■ 潜在的に成年後見制度の利用が必要と思われる人の総定者数（単位：人）

最大想定者数				有効想定者数 [ア = 利用が必要と思われる人数]				
介護保険 認定者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数	計	要介護認定 申請 (R2 10.1～ R3 3.31) における 認知症高齢者 日常生活自立 度Ⅱ以上の割合	①のうち、 認知症高齢者 (日常生活自 立度Ⅱ以上)の 推定数	療育手帳 (A判定以 上) 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳 (1級) 所持者数	計
①	②	③		④	①' = ①×④	②	③	
3,325	734	704	4,763	45.72%	1,368	286	61	1,715

※介護保険認定者数は第2号被保険者数を含む（令和3年3月31日現在）

神栖市では、必要な方が安心して制度を利用できるように、成年後見等開始審判申立に要する費用や成年後見人等への報酬を支弁することが困難な方に対して、予算の範囲内で報酬助成を行っています。

■市長申立て件数の推移（成年後見制度利用支援事業）（単位：人）

		令和 元年度	2年度	3年度
高齢者	市長申立て	6	5	13
	報酬助成	12	9	13
障がい者	市長申立て	4	3	0
	報酬助成	5	7	4

出典：長寿介護課、障がい福祉課

また、平成28年度に社協による「福祉後見サポートセンターかみす」が開設され、中立公正な立場で判断能力の不十分である方の権利擁護に関する相談と支援事業を一体的に運営する体制が構築されています。

成年後見制度に関わる相談件数は増加しています。

■「社協」法人後見受任、成年後見制度制度支援相談（申立支援）件数の推移

（平成29年度から社協に一部委託）

実施項目	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
相談件数（新規）	19	14	18	31	19	22
受任者数（年度中の解約含む）※	3	5	5	7	7	7
受任活動件数 ※	51	95	221	434	533	427
専門員活動件数 ※	105	125	262	511	577	481
ケアカンファレンス ※	14	7	8	13	6	1

※「福祉後見サポートセンターかみす」の開設（平成28年4月）以降の実績

出典：神栖市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業 利用者数	29人
--------------------	-----

（令和3年10月1日現在）

「後見制度について知りたい」「後見人になってくれる人を探している」「申立の手続きがわからない」など、制度等全般に関する相談窓口があります。

主な相談窓口は以下のとおりです。

■成年後見制度等に関する主な相談窓口

相談窓口	問合せ先	相談窓口	問合せ先
水戸家庭裁判所 麻生支部	0299-72-0091	鹿嶋公証役場（任意後見制度）	0299-83-4822
成年後見センター・リーガルサポート（公益社団法人）茨城支部	029-302-3166	神栖市役所 長寿介護課	0299-91-1701
		神栖市役所 障がい福祉課	0299-90-1137
茨城県社会福祉士会成年後見センター「ぱあとなあいばらき」	029-244-9030	神栖市社会福祉協議会 「福祉後見サポートセンターかみす」	0299-93-0294
		地域包括支援センター 白十字会かみす	0299-77-7678
茨城県弁護士会	029-221-3501	地域包括支援センター 済生会かみす	0299-95-9500
法テラス茨城法律事務所	050-3383-5390	地域包括支援センター みのり	0479-21-6467

令和4年4月現在

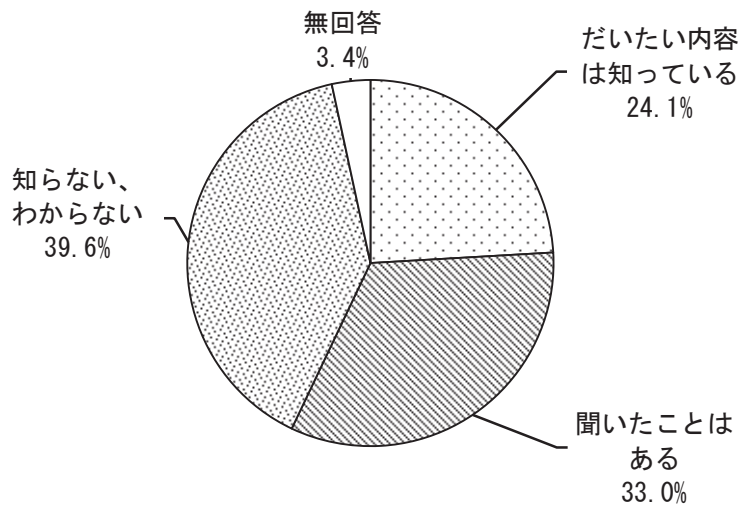


② 成年後見制度に関するアンケート結果

アンケート結果では、成年後見制度に関する認知度は「だいたい内容は知っている」が24.1%、「聞いたことはある」が33.0%です。その一方、「知らない、わからない」が39.6%を占めています。

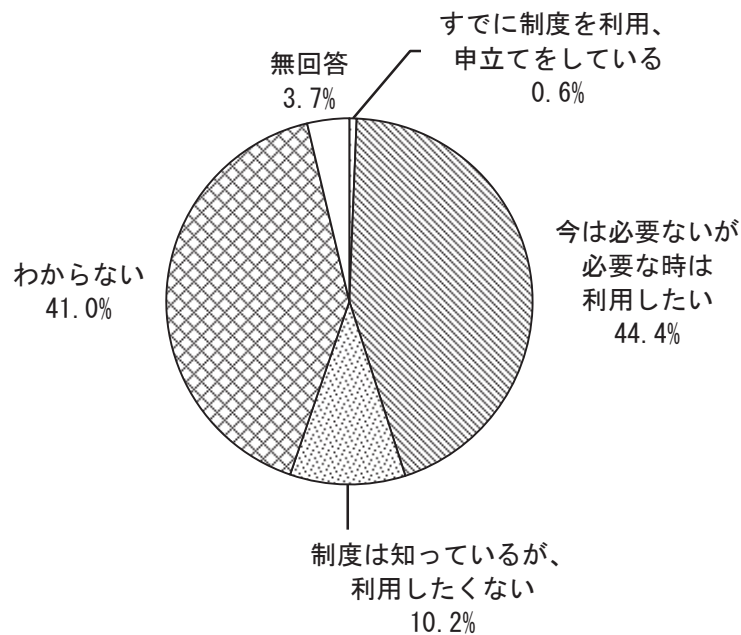
また、成年後見制度の利用意向は、「今は必要ないが必要な時は利用したい」が44.4%となっています。

■ 成年後見制度の認知度



出典：神栖市地域福祉に関するアンケート

■ 成年後見制度の利用意向



出典：神栖市地域福祉に関するアンケート

5 成年後見制度利用促進計画の内容

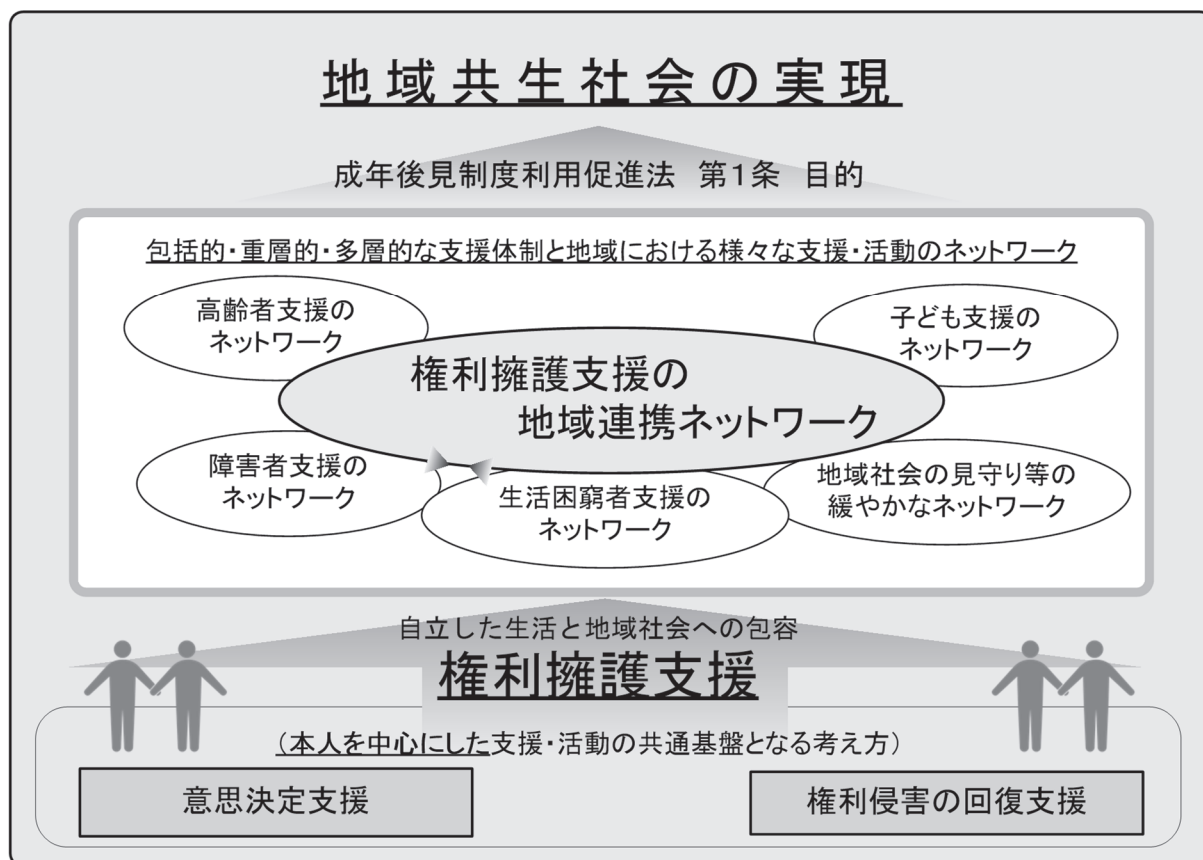
【基本方針】

尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加を図る権利擁護の支援を進めます。

地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、すべての人が障がい等の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すものです。

地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など成年後見制度の利用促進に努めます。

■成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標



出典：厚生労働省

基本目標

5

権利擁護支援の充実

(1) 成年後見制度等の理解促進と権利擁護支援策の充実

◆施策の方針◆

* 広報紙やホームページによる情報発信、制度周知のためのリーフレットの作成等を通じて、成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を進めます。

事業等	事業概要		
① 成年後見制度等の普及啓発	支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう、成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を行います。		
	主な取組	方向性	担当課等
	○広報活動、情報発信	市報並びに社会福祉協議会の広報紙やホームページを活用するとともに、SNSなども活用して広報します。 成年後見制度等の理解が図られるようリーフレット等を作成し、様々な機会を通じて周知します。	長寿介護課 障がい福祉課 (社会福祉協議会)
	○相談窓口の周知	必要な人に対して制度等の利用につながるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携して相談対応にあたります。 成年後見制度等に関する主な相談窓口の周知を図ります。	長寿介護課 (社会福祉協議会)
	○講演会・市民向け講演会等 新	他事業とのコラボによる市民向け説明会を開催します。 関係団体と連携し講演会や成年後見制度等に対する啓発事業を推進します。	長寿介護課 (社会福祉協議会)

事業等	事業概要		
② 総合的な権利擁護支援策の充実	成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させ、本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援策の充実に取り組むものです。		
	主な取組	方向性	担当課等
	○日常生活自立支援事業との連携	日常生活自立支援事業の利用者で判断能力が低下し、契約内容が理解できなくなった場合に、成年後見制度への移行を含めた多様な選択ができるよう、社会福祉協議会と連携して取り組みます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	○新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援 新	公的な制度を埋めるような、民間事業者や当事者団体等による生活支援サービスが、本人の権利擁護支援として確実に展開されるよう、定例会や研修等を通じて意思決定支援の重要性について周知・啓発をします。	長寿介護課 障がい福祉課 (社会福祉協議会)

注) 新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための

成年後見制度の運用改善等

◆施策の方針◆

*後見に関する相談対応や専門職団体との連携を強化し後見人の活動を支援することで、必要な方が安心して制度を利用できる運用改善等を進めます。

事業等	事業概要		
① 利用しやすい環境整備と担い手の支援	成年後見制度を利用しやすい環境整備と、後見業務を行えるよう人材の育成やサポート体制を充実するものです。		
	主な取組	方向性	担当課等
	○法人後見人の支援	法人後見業務を担う社会福祉協議会など法人等と情報交換会を開催します。	長寿介護課 障がい福祉課 (社会福祉協議会)
	○成年後見制度の利用支援	本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合、市長により成年後見人等の選任の申立てを行います。 資力がない人への成年後見人等報酬助成を行います。	長寿介護課 障がい福祉課
	○市民後見人候補者(後見受任者)の育成・活用 新	将来に向けて継続的な育成研修を行い、専門職だけでなく市民後見人候補者(後見受任者)の育成・活用を推進します。	長寿介護課 障がい福祉課
	○後見活動の支援	後見等開始後も行政や福祉、医療、地域の関係者全体で後見人を支える仕組みづくりを推進し、後見人のみでなく、地域全体で協力して日常的に本人を見守ります。	長寿介護課 障がい福祉課 (社会福祉協議会)

注) 新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

◆施策の方針◆

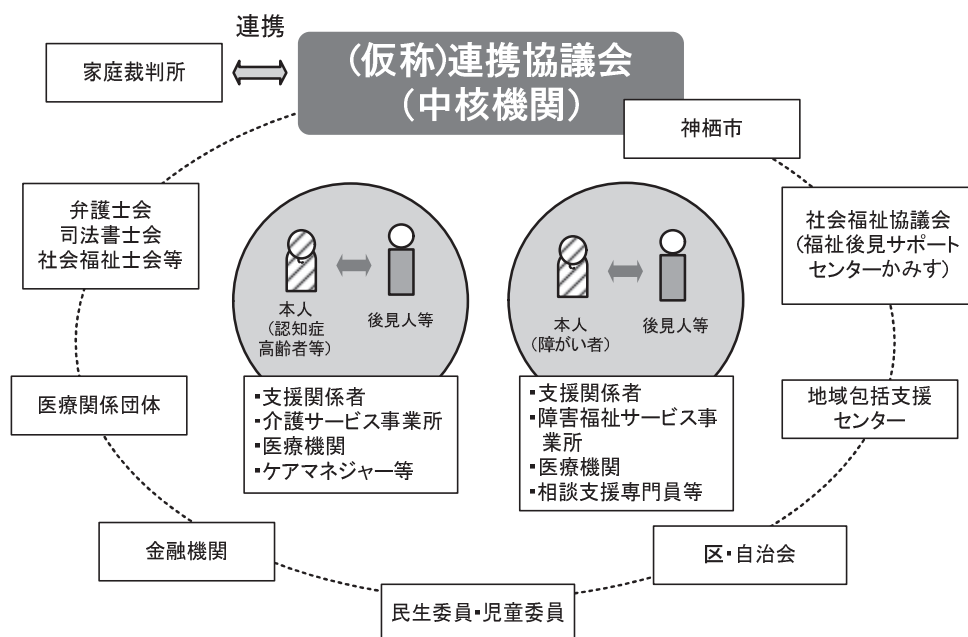
＊権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を構築し、真に支援の必要な人の早期発見に努めながら成年後見制度の利用につなげられる仕組みづくりを進めます。

事業等	事業概要		
① 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の構築	支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、権利擁護の地域連携ネットワーク体制の構築を進めるものです。		
	主な取組	方向性	担当課等
	○中核機関の設置・運用 新	地域共生社会の実現に向けて、神栖市の包括的支援体制の一翼を担う機関として中核機関を設置します。中核機関は、広報・相談・利用促進・後見人支援の機能を持ち、中核機関が協力機関と分担し、権利擁護の充実を図るためネットワークを広げて、個々のケースに沿って柔軟に対応していきます。	長寿介護課
	○権利擁護支援チーム 新	本人に身近な親族や地域の関係者などが協力して日常的に見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握して、必要な権利擁護支援の対応を行います。	長寿介護課 障がい福祉課 (社会福祉協議会)
	○協議会の設置 新	成年後見制度を利用する事案に限定せず、地域ケア会議等を活用した行政・医療・介護・福祉関係者・司法専門職等との地域連携ネットワークにより、関係機関が必要な支援を行える協議の場を設けます。	長寿介護課

注) 新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

■ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制のイメージ

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、「(仮称)連携協議会(中核機関)」、相談窓口を根幹としながら、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、事業者など支援関係者が連携して、必要な支援につなげる体制のことです。

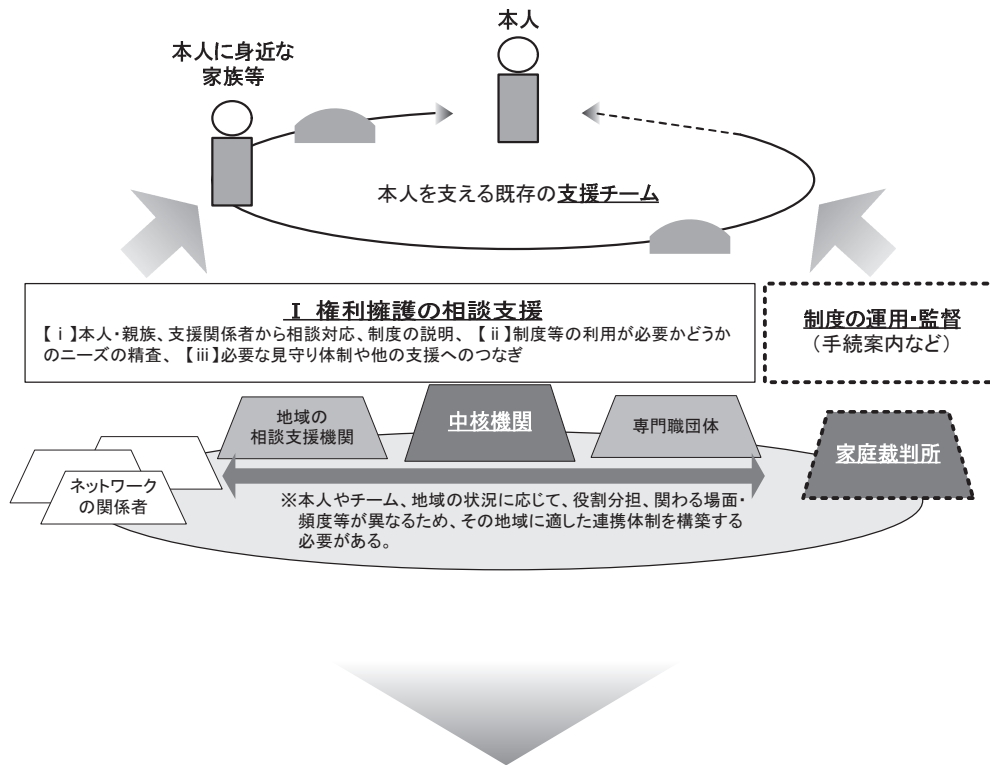


事業等	事業概要	
② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化	権利擁護支援に関わる関係者が、「共通理解の促進の視点」、「多様な主体の参画・活躍の視点」、「機能強化のための仕組みづくりの視点」をもって、それぞれの場面に応じ、自発的に協力して取り組むものです。	
	主な取組	担当課等
○共通理解の促進	<p>（権利擁護支援の検討に関する場面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透 ・権利擁護支援に関する相談窓口（一次相談）と中核機関（二次相談）の役割の明確化 <p>（成年後見制度の利用の開始までの場面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 <p>（成年後見制度の利用開始後に関する場面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援や後見人等の役割についての理解を浸透 	長寿介護課 障がい福祉課 (社会福祉協議会)
○多様な主体の参画・活躍	<p>（権利擁護支援の検討に関する場面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 ・中核機関と各相談支援機関との連携強化 <p>（成年後見制度の利用の開始までの場面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市による地域の担い手の育成 ・専門職団体による専門職後見人の育成 <p>（成年後見制度の利用開始後に関する場面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手の活躍支援 ・制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化 	長寿介護課 障がい福祉課 (社会福祉協議会)
○機能強化のための仕組みづくり 新	中核機関が中心となり、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの相談機関が、権利擁護を必要とする人を早期に発見し、必要とするニーズを把握し、関係者が協力して本人の意思や状況を継続的に把握する包括的な支援体制づくりを進めます。	長寿介護課 (社会福祉協議会)
○計画の推進体制 新	<p>市民、関係団体、行政等がそれぞれの役割を担いながら連携し、計画を推進していきます。</p> <p>市民、当事者団体や福祉関係者に対して、権利擁護支援の潜在的ニーズの把握、調査を行います。</p> <p>地域福祉計画の推進と併せて、本計画の進捗状況の点検・評価を行い、適宜、改善・調整等を行っていきます。</p>	長寿介護課 社会福祉課

注) 新は、第4期計画の「新規・拡充」を図る主な取組

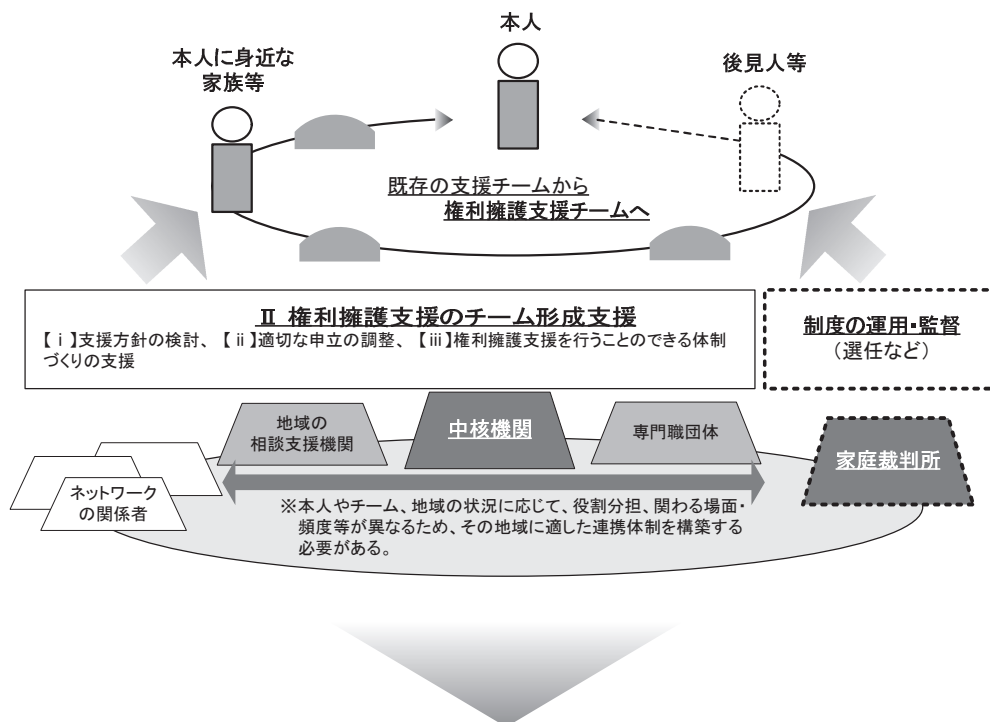
■ 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

➤ 本人を取り巻く関係者が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援（成年後見制度や、同制度以外の権利擁護支援等）につなぎます。



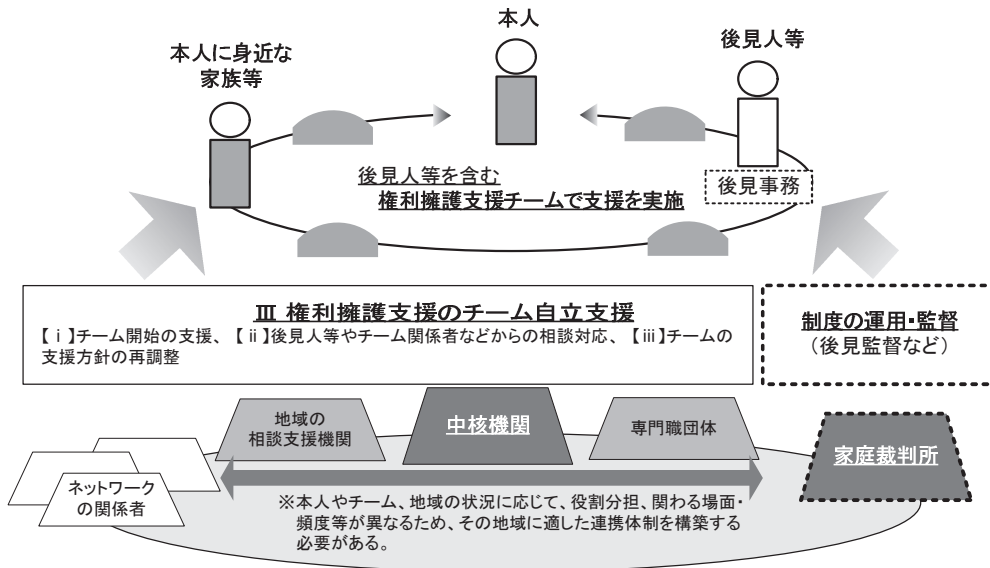
■ 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）

➤ 成年後見制度の申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整のうえ、適切な権利擁護支援チームの体制を検討します。



■成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

➤家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、権利擁護支援チームに後見人等が参加し、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援を開始します。



(裏白)

第5章 計画の推進と評価

(中とびら裏白)

1 関係機関と協働の取組

社会福祉協議会や民生委員児童委員など地域の関係機関や関係団体と協働して、地域福祉の推進に取り組みます。

- 社会福祉協議会等（社会福祉法人、NPO等）との協働（関係課）
- 社会福祉協議会への支援と連携強化（社会福祉課）
- 社会福祉協議会や民生委員等の情報共有の充実（社会福祉課）
- 民生委員児童委員活動の充実（社会福祉課）
- 社協ボランティア活動団体の情報提供（市民協働課）

2 効果的な広報・周知の取組

多様な媒体を活用して効果的な広報と福祉に関する情報提供に努めます。
また、併せて地域の社会資源、福祉サービスの充実に努めていきます。

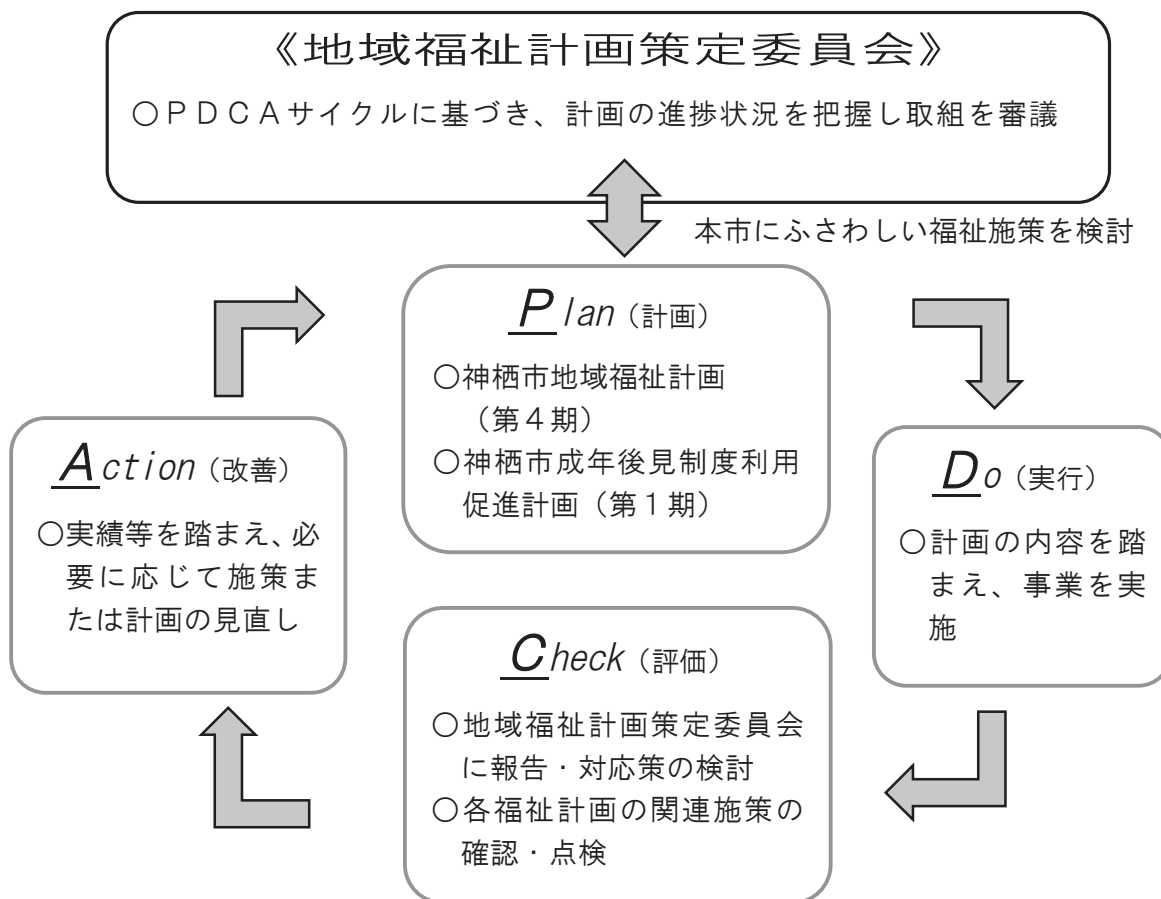
- 「高齢者便利帳」などの周知活用（長寿介護課）
- 「やさしい福祉」などの周知活用（障がい福祉課）
- 「子育てガイドブック」などの周知活用（子育て支援課）
- 子育てタウンアプリの周知活用（子育て支援課）
- 指定管理者における子育て情報の提供（こども福祉課）
- ボランティアに関する情報提供（市民協働課）
- マル福や医療費支援制度等の情報提供（国保年金課）
- 就労に関する県事業や相談窓口等の情報提供（企業港湾商工課）
- HP等による各種制度の情報提供（広報戦略課、関係課）

3 計画の評価・点検

市の関連施策と整合性を図りながら、複合・複雑化する福祉ニーズ等に対して総合的・包括的な取り組みを推進します。

- PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）に基づき、計画の進捗状況を把握します。
- 計画の進捗状況については、「地域福祉計画策定委員会」に報告し、対応策を検討します。
- 計画の見直し時には、福祉意識を把握するアンケート調査等を実施し、分析のうえ評価します。
- さらに、評価を踏まえて、計画の見直しに向けた改善のうえ、新たな計画を策定します。

■計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）




4 計画の目標指標

本計画の進捗状況を客観的に把握する指標として、「神栖市地域福祉に関するアンケート」の中から目標指標を設定します。


検証は、次期計画を策定する際に実施するアンケートで行います。

なお、目標値は、計画の様々な事業等を総合的に取り組むことによって、改善を目指すこととします。


【指標①】 きめ細かな相談支援を行い市民の安心感を高める

複合・複雑化したニーズに対応する丁寧できめ細かな相談支援に取り組む指標です。	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
問 あなたは、行政(市)や社会福祉協議会(社協)に、福祉の総合相談窓口があることで、安心感がありますか。(1つに○) [1] とても安心感がある [2] 少しは安心感がある [3] あまり安心感がない [4] 安心感がない	[1]+[2] 回答 71.9%	 80%に 上昇させる


【指標②】 民生委員児童委員も活動も知らない人を減らす

地域で困っている人を見逃さないよう取り組む指標です。	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
問 あなたは、居住地区の「民生委員児童委員」を知っていますか。(1つに○) [1] 民生委員児童委員(名前や顔)も、活動も知っている [2] 民生委員児童委員(名前や顔)は知っているが、活動は良く知らない [3] 民生委員児童委員(名前や顔)は知らないが、活動は知っている [4] 民生委員児童委員(名前や顔)も、活動も知らない	[4] 回答 58.0%	 50%に 減少させる


【指標③】「地域共生社会」の考えを普及する

地域共生社会の地域づくりに取り組む指標です。	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和9年度)
問 あなたは「地域共生社会」という言葉を聞いたことがありますか。(1つに○) [1] 聞いたことがある [2] 聞いたことがない	[1] 回答 38.6%	 45%に 上昇させる

【指標④】行政と市民が協力して、地域で支え合う意識を高める

地域コミュニティと連携協力して、取り組む指標です。	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和9年度)
問 『地域福祉』のあり方は、どのようにあるべきと思いますか。(1つに○) [1] 福祉を必要とする人は、家族や親せきが面倒をみればよい [2] 福祉は、行政(国や地方自治体)の責任で行うべき [3] 福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合うのがよい [4] その他	[3] 回答 69.1%	 75%に 上昇させる

【指標⑤】成年後見制度について、知らない、わからない人を減らす

成年後見制度の利用促進に向け取り組む指標です。	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和9年度)
問 あなたは「成年後見制度」をご存知ですか。(1つに○) [1] だいたい内容は知っている [2] 聞いたことはある [3] 知らない、わからない	[3] 回答 39.6%	 30%に 減少させる

資料編

(裏白)

1 策定経過

	内 容
令和3年 10月5日	○業務委託契約の締結（株式会社まち研）
12月2日～24日	○地域福祉に関するアンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ■市民 2,000人 ■地域役員（区長、民生委員児童委員）217人 ■ボランティア団体 65団体 ■中学生 263人 ■福祉事業者 104事業者
令和4年 1月～3月	○第3期計画の事業評価シート作成 ○各課ヒアリングの実施（3月16～17日、22日） （社会福祉課、社会福祉協議会、障がい福祉課、こども福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課、市民協働課、防災安全課、教育指導課）
4月～8月	○計画策定方針の決定 ○地域福祉を取り巻く状況（各種データの収集、整理） ○現計画の到達点・課題整理 ○成年後見制度利用促進計画素案の検討（長寿介護課）
9月20日	○第1回 地域福祉計画（第4期）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ■アンケート調査結果の概要について ■第3期計画の検証結果について ■地域福祉計画策定方針について
9月20日	○地域福祉計画（第4期）庁内検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ■アンケート調査結果の概要について ■第3期計画の検証結果について ■地域福祉計画策定方針について
～10月25日	○地域福祉計画（第4期）庁内検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ■計画素案の検討
10月28日	○地域福祉懇談会（民生委員児童委員）の開催 <ul style="list-style-type: none"> ■神栖地区 19名 ■波崎地区 49名
12月20日	○第2回 地域福祉計画（第4期）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉懇談会の結果について ■神栖市地域福祉計画（第4期）案について
令和5年 ～1月31日	○地域福祉計画（第4期）庁内検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ■計画案の検討
2月7日～3月8日	○パブリックコメント（意見の聴取）の実施
～3月14日	○地域福祉計画（第4期）庁内検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ■計画案の最終調整
3月16日	○第3回 地域福祉計画（第4期）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ■計画案について
3月	○計画書及び概要版の印刷・製本

2 設置要綱と委員名簿

神栖市地域福祉計画策定委員会規則

令和2年3月31日
神栖市規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、神栖市附属機関に関する条例（昭和47年神栖町条例第42号）第3条の規定に基づき、神栖市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく神栖市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関し、市民各層から広く意見を求め、地域福祉の推進に必要な事項に関する調査及び審議を行う。

2 委員会は、前項の調査審議の結果に基づく地域福祉計画について、市長に提言する。

(委員会の委員)

第3条 委員会の委員は、16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 行政職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条第2項の規定に基づく提言をした日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

(検討部会)

第7条 委員会に、専門的事項の調査検討をさせるため、検討部会を置く。

- 2 検討部会の委員は、別表に掲げる課等のうちから市長が任命する。
- 3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、会務を総理し部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 検討部会は、第1項に規定する調査検討の結果を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、地域福祉計画担当課で行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

政策企画課
 市民協働課
 市民生活課
 社会福祉課
 障がい福祉課
 こども福祉課
 子育て支援課
 保育所
 長寿介護課
 国保年金課
 健康増進課
 地域医療推進課
 防災安全課
 環境課
 都市計画課
 農林課
 幼稚園
 教育指導課
 文化スポーツ課

神栖市地域福祉計画（第４期）策定委員会
委員名簿

	氏 名	所 属 等	
1	川畑 雄一	神栖市 PTA 連絡協議会	
2	田中 健	特別養護老人ホーム白寿荘	
3	神田 一彦	地域包括支援センター済生会かみす	
4	荒井 真由美	神栖市社会福祉協議会	
5	西條 健一	鹿嶋神栖保育協議会	副委員長
6	鈴木 あけみ	神栖市連合民生委員児童委員協議会	
7	大沼 純一	社会福祉法人神栖啓愛園	
8	大倉 昌克	神栖市行政委員連絡協議会	
9	宮川 輝雄	神栖市シニアクラブ連合会	
10	梅田 しづ子	神栖市女性団体連絡会	
11	瀬尾 佳伸	神栖市子ども会育成連合会	
12	梶山 正子	神栖市ボランティア連絡協議会	
13	山間 松代	神栖市身体障害者福祉協議会	委員長
14	津田 卓也	茨城県鹿行県民センター	
15	日高 篤生	神栖市福祉部福祉事務所	

（順不同、敬称略）

神栖市地域福祉計画【第4期】
神栖市成年後見制度利用促進計画【第1期】

発行日／令和5年3月

発行・編集／神栖市 福祉部 社会福祉課

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1

電話：0299(90)1138

